

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成18年10月1日
(第41期) 至 平成19年9月30日

株式会社 T K C

栃木県宇都宮市鶴田町 1 7 5 8 番地

(941067)

本報告書（【表紙】以降）は、E D I N E T に提出した開示書類（電子媒体）を印刷したものであります。

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年12月25日
【事業年度】	第41期(自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日)
【会社名】	株式会社TKC
【英訳名】	TKC Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 飯塚真玄
【本店の所在の場所】	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地
【電話番号】	(028)648-2111
【事務連絡者氏名】	経営管理本部栃木経理部課長 古川重明
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区揚場町2番1号
【電話番号】	(03)3235-5511
【事務連絡者氏名】	取締役 常務執行役員 経営管理本部長 岩田 仁
【縦覧に供する場所】	株式会社TKC東京本社 (東京都新宿区揚場町2番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1)連結経営指標等

回次	第37期	第38期	第39期	第40期	第41期
決算年月	平成15年9月	平成16年9月	平成17年9月	平成18年9月	平成19年9月
売上高 (百万円)	50,781	52,070	53,580	53,879	54,157
経常利益 (百万円)	5,700	5,752	6,091	6,099	6,541
当期純利益 (百万円)	2,963	3,110	3,311	3,321	3,418
純資産額 (百万円)	40,116	42,787	46,091	50,049	51,608
総資産額 (百万円)	57,483	60,958	63,269	65,890	69,099
1株当たり純資産額 (円)	1,339.57	1,428.97	1,539.68	1,636.34	1,686.67
1株当たり当期純利益金額 (円)	97.38	102.30	109.17	111.07	114.30
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	69.8	70.2	72.9	74.3	73.0
自己資本利益率 (%)	7.6	7.5	7.5	7.0	6.9
株価収益率 (倍)	14.4	16.4	18.4	20.2	18.2
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	3,172	4,252	5,673	6,058	5,495
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△1,360	△3,446	△2,835	△2,339	△4,599
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△1,081	△1,092	△1,233	△1,315	△1,314
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	23,501	23,215	24,818	27,221	26,803
従業員数 (人)	2,147	2,158	2,157	2,192	2,221

- (注) 1. 売上高には消費税等（消費税及び地方消費税をいう。以下同じ）は含まれておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 第40期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第37期	第38期	第39期	第40期	第41期
決算年月	平成15年9月	平成16年9月	平成17年9月	平成18年9月	平成19年9月
営業収入 (百万円)	46,888	47,982	49,535	50,265	50,423
経常利益 (百万円)	5,549	5,577	5,892	6,032	6,250
当期純利益 (百万円)	2,981	3,055	3,240	3,305	3,311
資本金 (百万円)	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700
発行済株式総数 (千株)	29,916	29,916	29,916	29,916	29,916
純資産額 (百万円)	38,831	41,453	44,690	47,522	48,921
総資産額 (百万円)	52,323	55,986	58,238	61,107	63,926
1株当たり純資産額 (円)	1,296.86	1,384.62	1,493.03	1,589.12	1,636.07
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	30 (10)	30 (15)	35 (15)	40 (20)	40 (20)
1株当たり当期純利益金額 (円)	98.32	100.81	107.07	110.52	110.72
潜在株式調整後1株当たり当 期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	74.2	74.0	76.7	77.8	76.5
自己資本利益率 (%)	7.9	7.6	7.5	7.2	6.9
株価収益率 (倍)	14.3	16.7	18.7	20.3	18.7
配当性向 (%)	30.51	29.76	32.69	36.19	36.13
従業員数 (人)	1,901	1,892	1,914	1,949	1,972

(注) 1. 営業収入には消費税等は含まれておりません。

2. 第39期の1株当たり配当額には創業40周年記念配当5円を含んでおり、第40期の1株当たり配当額には創業40周年記念配当10円(中間配当及び期末配当それぞれ5円)を含んでおります。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【沿革】

年月	沿革
昭和41年10月	当社は、昭和41年10月22日、会計事務所の職域防衛・運命打開及び地方公共団体の行政効率向上のための計算センターの経営を目的として、栃木県宇都宮市において設立されました。 株式会社栃木県計算センターの設立
昭和46年8月	T K C 東京計算センターを開設、以後、全国的に計算センターを展開
昭和47年9月	株式会社テイケイシイ東京用品センター（平成5年12月 株式会社T K C 東京サプライセンターに社名変更）を設立（子会社） [平成12年1月 当社が吸収合併] 株式会社テイケイシイ大阪計算センター（昭和62年7月 株式会社T K C 大阪用品センター平成5年12月 株式会社T K C 大阪サプライセンターにそれぞれ社名変更）を設立（子会社） [平成12年1月 当社が吸収合併] 株式会社テイケイシイ岡山計算センター（昭和62年7月 株式会社T K C 中四国用品センター、平成5年12月 株式会社T K C 中四国サプライセンターにそれぞれ社名変更）を設立（子会社） [平成12年1月 当社が吸収合併]
昭和47年11月	株式会社テイケイシイに商号変更 株式会社テイケイシイ東北計算センター（昭和62年7月 株式会社T K C 東北用品センター平成5年12月 株式会社T K C 東北サプライセンターにそれぞれ社名変更）を設立（子会社） [平成12年1月 当社が吸収合併]
昭和47年12月	株式会社テイケイシイ名古屋計算センター（昭和62年7月 株式会社T K C 中部用品センター、平成5年12月 株式会社T K C 中部サプライセンターにそれぞれ社名変更）を設立（子会社） [平成12年1月 当社が吸収合併]
昭和48年11月	株式会社テイケイシイ九州計算センター（昭和62年7月 株式会社T K C 九州用品センター平成5年12月 株式会社T K C 九州サプライセンターにそれぞれ社名変更）を設立（子会社） [平成12年1月 当社が吸収合併]
昭和50年8月	東京ラインプリンタ印刷株式会社を設立（現・連結子会社）
昭和51年2月	株式会社テイケイシイ埼玉計算センター（昭和62年7月 株式会社T K C 関信用品センター平成5年12月 株式会社T K C 関信サプライセンターにそれぞれ社名変更）を設立（子会社） [平成12年1月 当社が吸収合併]
昭和53年1月	T K C システム開発研究所を開設
昭和57年10月	T K C 保安サービス株式会社を設立（現・連結子会社）
昭和59年10月	T K C 税務研究所を開設
昭和60年2月	株式会社T K C マネジメントコンサルティングを設立（現・連結子会社）
昭和60年4月	T K C 沖縄情報サービスセンターを開設、以後、全国的に情報サービスセンターを展開
昭和60年8月	O A 技術開発センターを開設
昭和61年12月	定款上の商号を株式会社T K C に変更
昭和62年6月	計算センターの名称を情報センターに改称
昭和62年7月	東京証券取引所市場第二部に上場
昭和62年9月	T A S K 技術開発センターを開設

年月	沿革
平成2年3月	TKC東京第2情報センター、TKC新宿南情報センター及びTKC池袋情報センターの情報処理サービス部門を統合しTKC東京統合情報センターを開設
平成2年4月	株式会社TKC戦略経営研究所を設立 [平成12年10月 当社が吸収合併]
平成3年6月	TKCデータ・エントリー・センターを開設
平成4年1月	TKC判例検索サービスセンターを開設
平成4年11月	TKC大阪情報センター、TKC京都情報センター及びTKC兵庫県情報センターの情報処理サービス部門を統合しTKC関西統合情報センターを開設
平成6年2月	システム開発センターを開設
平成8年3月	東京証券取引所市場第一部に指定
平成10年1月	TKC名古屋情報センター、TKC静岡県情報センター及びTKC長野県情報センターの情報処理サービス部門を統合しTKC中部統合情報センターを開設
平成10年6月	新システム開発センターを開設
平成11年7月	システム開発部門において品質保証の国際規格「ISO9001」の認証を取得
平成13年3月	TKC九州情報センター、TKC熊本情報センター及びTKC鹿児島情報センターの情報処理サービス部門を統合しTKC九州統合情報センターを開設
平成14年11月	登記社名を定款上の商号である株式会社TKCに変更
平成15年3月	東京ラインプリンタ印刷株式会社（現・連結子会社）において財団法人日本情報処理開発協会から「プライバシーマーク」を取得
平成15年7月	TKC岡山情報センター、TKC広島情報センター及びTKC四国情報センターの情報処理サービス部門を統合しTKC中四国統合情報センターを開設
平成15年10月	TKC北海道情報センター、TKC東北情報センター、TKC栃木県情報センター及びTKC沖縄情報センターの情報処理サービス部門をTKC統合情報センターに、SCG部門をTKCSCGサービスセンターにそれぞれ改組 TKC情報サービスセンター（会計事務所事業）の名称をTKCSCGサービスセンターに改称 TKCインターネット・サービスセンター（TISC）を開設
平成16年4月	民間企業では初めて「LGWAN（総合行政ネットワーク）-ASP接続資格審査」に合格 財団法人日本情報処理開発協会より「プライバシーマーク」の使用認定を取得（地方公共団体事業部門）
平成17年6月	財団法人日本情報処理開発協会より「プライバシーマーク」の使用認定を取得（全社）

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社、子会社3社及び関連会社3社により構成されており、会計事務所事業（情報処理サービス、ソフトウェア及びコンサルティングサービス、オフィス機器の販売、サプライ用品の販売）、地方公共団体事業（情報処理サービス、ソフトウェア及びコンサルティングサービス、オフィス機器の販売）及び印刷事業を営んでおります。

各事業における当グループ各社の位置付け等は、次のとおりであります。

なお、次の3部門は「第5 経理の状況 1 (1)連結財務諸表 注記」に掲げる事業の種類別セグメント情報の区分と同一であります。

1 会計事務所事業

主要なサービス・商品	当社及び関係会社の位置づけ
1. 情報処理サービス ①TKC統合情報センターによるコンピュータ・サービス ②TKCインターネット・サービスセンター（TISC）によるコンピュータ・サービス	（サービス及び販売） 当社は、会計事務所またはその関与先企業に対し、情報処理サービス、ソフトウェア及びコンサルティングサービス、オフィス機器及びコンピュータ会計用事務用品の販売等を行っております。 （製造及び制作） 1. 子会社東京ラインプリンタ印刷(株)は、情報処理サービスを行うために使用するTKCコンピュータ会計用連続帳表等の印刷及びTKCコンピュータ会計システムを利用するための事務用品を製造しています。 2. 関連会社(株)TKC出版は、諸情報を提供するための月刊誌等の制作を行っております。
2. ソフトウェア及びコンサルティングサービス ①情報サービスの利用に伴うシステム機器に搭載するソフトウェアの開発提供 ②専門スタッフによるシステム・コンサルティング・サービス等	（その他） 1. 子会社TKC保安サービス(株)は、当社所有ビルの警備・営繕等の管理業務を行っております。 2. 子会社(株)TKCマネジメントコンサルティングは、財務、会計、経営に関する情報システムの販売及びコンサルティング業務等を行っております。
3. オフィス機器の販売 情報サービス利用に伴うシステム機器の販売	3. 関連会社(株)スカイコムは、当社から一部のソフトウェアの開発を受託しております。
4. サプライ用品の販売 コンピュータ会計用事務用品の販売等	4. 関連会社(株)アイトックシステムズは、当社からオフィス機器を仕入れて会計事務所の関与先企業に販売しております。

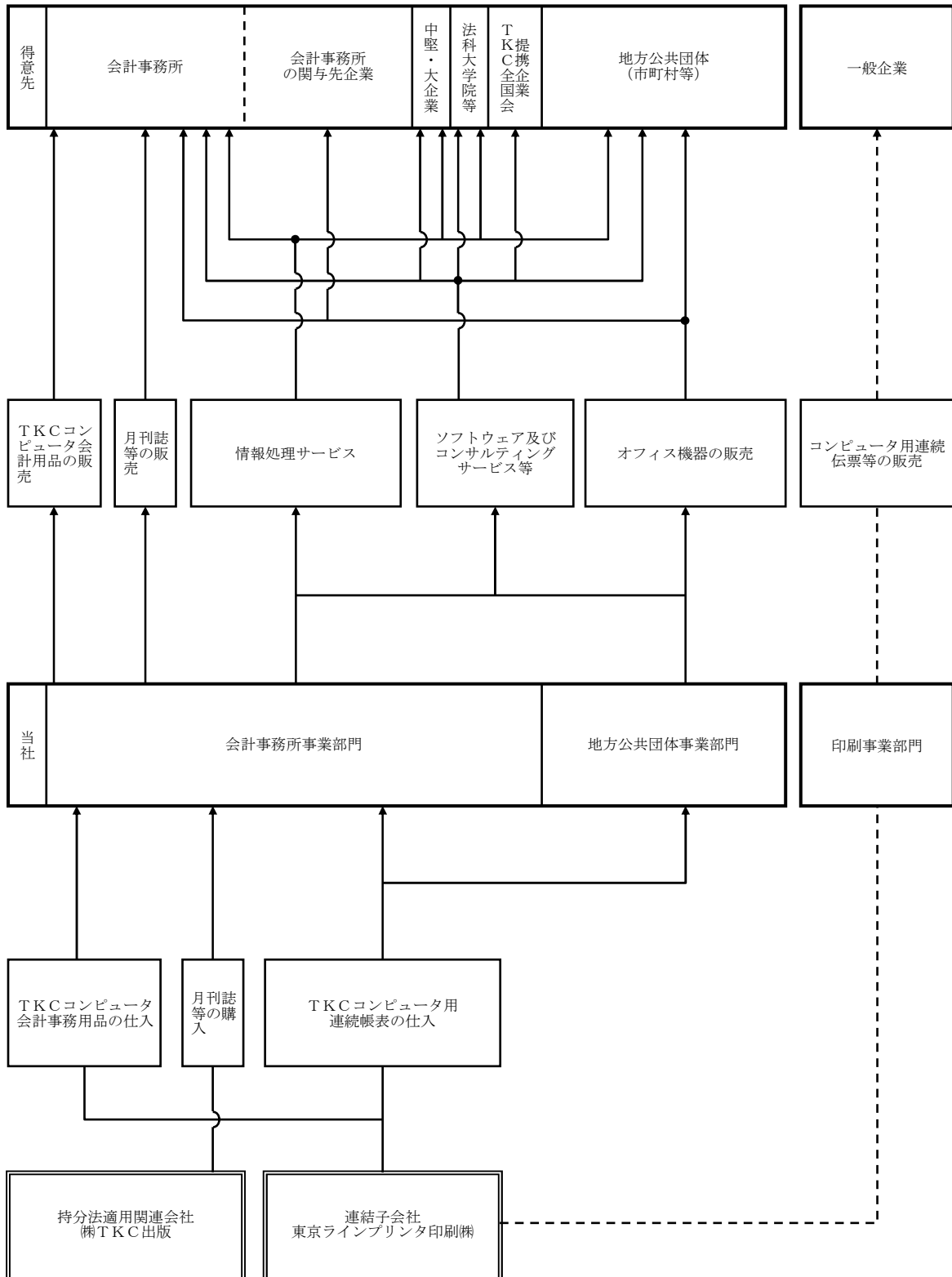
2 地方公共団体事業

主要なサービス・商品	当社及び関係会社の位置づけ
<p>1. 情報処理サービス</p> <p>①TKC統合情報センターによるコンピュータ・サービス</p> <p>②TKCインターネット・サービスセンター（TISC）によるコンピュータ・サービス</p> <p>2. ソフトウェア及びコンサルティングサービス</p> <p>①情報サービスの利用に伴うシステム機器に搭載するソフトウェアの開発提供</p> <p>②専門スタッフによるシステム・コンサルティング・サービス等</p> <p>3. オフィス機器の販売</p> <p>情報サービス利用に伴うシステム機器の販売</p>	<p>（サービス及び販売）</p> <p>当社は、地方公共団体（市町村等）に対し、情報処理サービス、ソフトウェア及びコンサルティングサービス、オフィス機器の販売等を行っております。</p> <p>（製造）</p> <p>子会社東京ラインプリンタ印刷㈱は、情報処理サービスを行うために使用するTKCコンピュータ用連続帳表等の印刷を行っております。</p> <p>（その他）</p> <p>1. 子会社TKC保安サービス㈱は、当社所有ビルの警備・営繕等の管理業務及び当社のコンピュータ出力帳表等の梱包及び発送業務の一部を行っております。</p> <p>2. 関連会社㈱スカイコムは、当社から一部のソフトウェアの開発を受託しております。</p>

3 印刷事業

主要な製品	当社及び関係会社の位置づけ
<p>コンピュータ用連続伝票、一般事務用伝票、データプリントサービス、パンフレット等</p>	<p>（製造及び販売）</p> <p>子会社東京ラインプリンタ印刷㈱は、一般企業向けのコンピュータ用連続伝票及び一般事務用伝票等の製造・販売を行っております。</p>

事業の系統図は次のとおりです。



会計事務所事業部門
 その他の連結子会社
 ㈱TKCマネジメントコンサルティング
 TKC保安サービス㈱
 その他の持分法適用関連会社
 ㈱スカイコム
 ㈱アタックシステムズ

地方公共団体事業部門
 その他の連結子会社
 TKC保安サービス㈱
 その他の持分法適用関連会社
 ㈱スカイコム

4【関係会社の状況】

(1) 連結子会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
東京ラインプリンタ 印刷(株)	東京都板橋区	100	印刷業 コンピュータ用連 続帳票等の製造・ 販売	55.0	コンピュータ用連続 帳表の仕入等 事務所の賃貸 倉庫の賃借 役員の兼任等…有
T K C 保安サービス (株)	栃木県宇都宮市	10	警備・営繕及び清 掃業務	100.0	警備・営繕等及び梱 包・発送業務 役員の兼任等…有
(株) T K C マネジメン トコンサルティング	東京都新宿区	100	財務、会計、経営 に関する情報シス テムの販売及びコ ンサルティング業 務	100.0	システムの販売 コンサルティング業 務の委託等 役員の兼任等…有

- (注) 1. 東京ラインプリンタ印刷(株)は特定子会社に該当しております。
2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

(2) 持分法適用関連会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
(株) T K C 出版	東京都千代田区	166	月刊誌の制作等	33.0	月刊誌の購入等 役員の兼任等…有
(株) スカイコム	東京都台東区	403	システムの開発と 販売	30.3	システム開発の委託 事務所の賃貸 役員の兼任等…有
(株) アイタックシステ ムズ	東京都中央区	60	オフィス機器・周 辺機器及び事務用 消耗品等の販売	40.0	オフィス機器の売上 事務用消耗品の仕入 役員の兼任等…無

- (注) 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成19年9月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数（人）
会計事務所事業	1,429
地方公共団体事業	554
印刷事業	46
全社（共通）	192
合計	2,221

(注) 従業員数は就業人員数であります。

(2) 提出会社の状況

平成19年9月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
1,972	34.7	11.7	6,302,199

(注) 1. 従業員数は就業人員数であります。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されていません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当連結会計年度において、売上高は54,157百万円（前連結会計年度比0.5%増）、経常利益は6,541百万円（前連結会計年度比7.3%増）、当期純利益は3,418百万円（前連結会計年度比2.9%増）の業績となりました。

当連結会計年度の事業部門別の概況は、次のとおりであります。

1. 会計事務所事業部門における事業の概況

わが国の職業会計人制度には「税理士」と「公認会計士」の二つの国家資格があります。当社が顧客とする会計事務所は、税理士事務所（又は税理士法人、或いは税理士業務を受託する公認会計士事務所）であるため、以下の説明において「会計事務所」は税理士事務所を意味しております。

(1) 会計事務所を取り巻く経営環境の変化

わが国の会計事務所の経営環境は、会計制度、税制、国の施策、並びに会計事務所の主要な顧客である中小企業の経営動向などに大きく影響されています。

いま国の施策として、最も影響度の高いものは、わが国の国際競争力の強化を目的として平成12年から開始された「e-Japan戦略」です。この国家戦略に従って、電子政府と電子自治体の構築が急速に進められております。国税庁殿と社団法人地方税電子化協議会殿が推進する国税と地方税の電子申告体制の整備もその一環であり、国税庁殿においては、内閣府殿が「オンライン利用促進のための行動計画」を発表（平成18年3月31日）したことを受けて、国税に関する申告・申請・届出等の手続きのうち、その42種類（3,500万件）を対象として、平成22年度までにその50%を電子化するという目標を設定するなど、極めて野心的な計画を公表しています。

この国税庁殿の目標が達成されるかどうかは、会計事務所がどこまで電子申告に協力するかにかかっております。例えば法人税申告書であれば、国への提出件数はすでに年間で270万件を超えており、その86.7%は納税者の代理人として税理士が関与しています。これらが電子申告されない限り、目標達成はきわめて困難となります。そのため現在、国税庁殿においては、税理士及び税理士会等に対して電子申告の採用を極めて強力に要請しているところです。

また、国税庁殿においては、平成14年に改正された税理士法に基づいて、税理士法第33条の2が規定する「書面添付制度」を積極的に推進しております。私どもでは、その目的について、税理士が税務申告書を作成する過程において、租税法規に従い、「独立した公正な立場」（税理士法第1条）において高度の注意義務を果たしたこと、さらに誠実義務と忠実義務（説明責任）を尽くしたことを明らかにすることであると理解しています。その背景として、税理士にはその業務について無償独占権が与えられており（税理士法第52条）、この権利の付与は、税理士には公共的使命が課せられていることによるものです。

当社の顧客が組織するTKC全国会においては、以上のような認識に立って、電子申告と書面添付の実践をTKC会員が取り組むべき最重要課題としております。

中小企業の経営動向については、国税庁殿の資料（「国税庁50年史」）等から、長期的視野に立って黒字申告法人割合の推移について分析してみると次の事実が分かります。

- ①昭和27年～昭和49年頃：黒字申告法人割合が約70%の時代。
- ②昭和50年～平成4年頃：黒字申告法人割合が約50%の時代。
- ③平成5年以降：黒字申告法人割合が約30%の時代。

このデータはわが国の法人全体の数字ですが、その約98%が中小企業であることから、この推移がそのまま中小企業の経営動向であったことが分かります。戦後の約30年間は法人の約7割が黒字（利益企業）でしたが、1990年代に入ってこれが逆転し、いまや法人の約7割が赤字（欠損企業）となっています。その最初の歴史的転換点は「円の変動相場制への移行」（昭和48年）であり、二回目は「バブル経済の崩壊」と「ソ連の崩壊による冷戦の終結」（共に平成3年）にあったと思われまます。

なお、最近の国税庁殿の発表（ホームページ：平成19年10月29日）によると、2006事務年度における全法人の黒字申告割合は32.4%で、前年比0.5ポイント増。法人の所得金額は前年比13.3%増となっています。このことは依然として7割近くの法人が赤字であり、さらにそれぞれの伸び率の違いから判断すると、一部の企業が税収を押し上げる結果となっており、企業間格差が進行していることが分かります。（資本金1億円以上の大規模法人の場合は、黒字申告割合は53.7%。前年比0.8ポイント増となっています。）

このような中小企業の採算性の悪化傾向は、先に述べたマクロ的要因に加えて、公共投資の削減、金融機関による融資の厳格化、規制緩和による競争の激化、少子高齢化、後継者難、地域経済の疲弊などの個別的事情が重なり、ますます加速しつつあります。

このような中小企業の経営動向は、会計事務所に対するニーズを大きく変化させています。黒字法人割合が約70%の昭和20年代から40年代までは、節税対策がニーズの中心であり、青色申告制度に基づいて会計帳簿の「記帳代行」を行うことが大いに役立ちました。そのような時代が30年あまり続いたため、記帳代行は会計事務所のDNAに組み込まれてしまったように見えます。しかし、平成の時代に入って赤字申告法人割合が約70%となると、会計事務所の中小企業に対する最大の貢献策は「黒字決算の実現支援」と「適正な税務申告」となってきました。また、IT技術の進歩は低価格なパソコン会計ソフトの普及をもたらし、会計帳簿の作成は中小企業においても自ら簡単にできる環境が整いました。

そのような環境変化により、中小企業においても、黒字決算の継続的な実現、すなわち自社の生き残りのために経営戦略が真剣に模索されるようになりました。会計事務所はこのような新しいニーズに的確に対応していかなければなりません。さらに、昨今の法制と社会制度の改革は、国と地方の大幅な財政逼迫を背景として、公共セクターにおいては行政コストの削減、民間セクターにおいては自立の精神とコンプライアンス（法令遵守）の必要性が強調され、公正な競争を求める方向に転換しつつあります。

そのため会計事務所においては、厳しい経営環境が続く中小企業に対して、いかに適切かつ強力な支援体制を構築できるか、また金融機関等に対して、その業務の信頼性をいかに高めるかが最重要課題となってきました。その結果として、このような経営環境の変化に対応できる会計事務所とそうでない会計事務所の格差が拡大しつつあり、優勝劣敗の傾向が顕著となっております。

当社では、このような傾向は、以下の諸要因により、今後さらに加速されていくものと予想しております。

以下、当社の顧客である税理士又は公認会計士を「TKC会員」、TKC会員の会計事務所を「TKC会員事務所」、TKC会員の顧客である企業を「関与先企業」、TKC会員が加盟する全国組織を「TKC全国会」、全国で20ある地域組織を「TKC地域会」と表記します。なお、TKC全国会は昭和46年8月17日に設立され、次の事業目的を掲げて活動しています。

1. 租税正義の実現
2. 税理士業務の完璧な履行
3. 会計事務所の経営基盤の強化
4. TKCコンピュータ会計システムの徹底活用
5. 会員相互の啓発、互助及び親睦

なお、詳しくはTKC全国会発行の「TKC全国会のすべて」をご覧ください。

①TKC会員の関与先企業の経営環境

TKC全国会では、昭和50年から「TKC経営指標」を発行しております。平成19年版（平成19年5月発行）では、TKC会員の関与先企業のうち、平成17年と平成18年の決算書の二期完全比較が可能な228,168法人について財務分析を行っております。これによると、228,168法人の平成18年における売上高の総額は、49兆7千億円（前年比102.3%）で、前年の平成17年は48兆7千億円（前年比102.0%）でしたから連続増収となりました。

ただし、これを経常利益について見ると、平成17年は9,101億円（前年比94.6%）、平成18年は8,919億円（前年比98.0%）となっており、連続して業績が悪化しています。そのため228,168法人の平成18年の黒字決算割合は49.8%で、昨年の50.5%から0.7ポイント下落し、50%を下回る結果となりました。

このように中小企業においては売上高の伸びは堅調に見えても、経常利益率は悪化し続けており、依然として厳しい経営環境にあることには変わりありません。TKC会員にとっては、関与先企業に対する適正申告の指導に加えて、黒字決算、経営革新、或いは企業再生を支援していくことがますます重要な課題となっております。

②「中小企業の会計に関する指針」への対応

国際会計基準（IAS）の過重負担を回避するために、中小企業庁では平成14年6月に「中小企業の会計に関する報告書」を公表しています。この報告書が、平成17年8月に公表された「中小企業の会計に関する指針」の制定へとつながりました。

なお本指針は、日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所及び財務会計基準機構の4団体の合意に基づいています。その内容は、「会社法」の公布に伴い平成18年4月に改訂されています。本指針は、立

法当局である法務省殿の見解においても、会社法第431条が定める「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」の一つであるとされており、かつ本指針においては「会計参与が拠るべき指針」とされており。

また本指針は、多くの金融機関から、中小企業が計算書類を作成する際に拠るべき規範として注目されており、与信条件或いは金利優遇条件として機能し始めております。

TKC会員にとっても、本指針を尊重し、関与先企業の会計帳簿及び計算書類の作成を指導することが、その社会的使命を遂行するためにも重要な課題となってきました。

③国税と地方税の「電子申告」への対応

国税庁殿では、国税の電子申告の受付を、平成16年2月から申告所得税、平成16年3月から法人税について名古屋国税局管内から開始されました。その後国税の電子申告は全国に展開されています。一方、地方税の電子申告の受付は、平成17年2月から段階的に開始され、現段階では47都道府県と16市(15政令指定都市と相模原市)で実施されています。

TKC全国会においては、国税及び地方税の電子申告の推進を税理士の社会的使命として位置づけ、「電子申告推進プロジェクト」を組織し、その普及に努めております。電子申告は、電子認証、インターネット、XML、XBRLなどの最新の情報通信技術を取り入れたものとなっているため、会計事務所においては、情報通信技術(ICT)の利用環境の整備が一層求められることとなります。

④平成15年の公認会計士法改正の影響

平成15年5月には、公認会計士の独立性の強化を目的とする公認会計士法が改正され、公認会計士及び監査法人は被監査会社に対して非監査業務を提供することが全面的に禁止されました。その結果、監査法人による税務サービスや各種のコンサルティング・サービスは非監査業務に当たるとされ、これらを被監査会社に提供することが全面的に禁止されたことにより、中堅・大企業が導入する連結納税或いは法人税の単体申告等の分野で税理士の活躍の場が広がってきております。なお、連結納税制度は、大企業のみならず地場の中小・中堅企業においても採用するケースも増加傾向にあり、税理士の的確な対応が求められております。

⑤「国際会計基準」への対応

会計事務所の関与先企業の大半は中小企業ですが、その中でも株式公開を目指すベンチャー企業、上場会社の子会社で連結決算の対象となる企業等が存在し、これらの企業においては、国際会計基準の影響下にあるわが国の証券取引法等が定める会計基準に従って会計処理を行うことが義務化されております。

また2・3年前から、多くの金融機関が、非上場会社であっても子会社等を有する中堅企業に対して連結財務諸表の開示を求めるケースが増えてきております。このような傾向は金融機関或いは行政等においてさらに進むと予想されており、多くの会計事務所において、新しい連結会計制度、税効果会計、キャッシュ・フロー計算書、退職給付会計、減損会計などの会計基準についての正確な知識と関与先企業に対する指導力が求められるようになってきています。

⑥「改正公益法人会計基準」への対応

国と地方の財政破綻を回避するため、総務省殿の指導の下で、非営利法人においても大規模な構造改革が進められています。特に、民法制定以来100年にわたり制度の抜本的見直しが行われてこなかった公益法人については、「公益性」と「非営利性」の視点から、平成18年6月2日に「公益法人制度改革関連3法」が公布され、新制度への移行(施行日：平成20年12月1日)の準備が進められています。公益法人のディスクロージャー(情報開示)を目的とした「新公益法人会計基準」は、すでに平成18年4月1日から施行されており、平成20年度においては公益法人に対する税制の見直しも予定されているため、いま多くの公益法人から会計と税務に関する支援が強く求められています。

(2) 会計事務所事業部門の戦略目標

当社では、以上のような現状認識の下で、会社定款に定める事業の目的(第2条第1項：「会計事務所の職域防衛と運命打開のため受託する計算センターの経営」)に基づいて、会計事務所事業部門の戦略目標を次のように設定しております。

①TKC会員の関与先企業拡大支援

これまでに多くの金融機関から「融資審査で、TKCマークがついている決算書を見ると安心する。TKCでは過去の会計データの改ざん(訂正・追加・削除)が不可能であること。さらに決算書に添付される「データ処理実績証明書」により、いつ月次決算が実施されたのかが客観的に分かるため信頼性が非常に高い。」との評価をいただいております。このことは、TKC全国会がその事業目的の第1に「租税正義の実現」を掲げ、長年にわたって税理士の社会的使命の完遂に向かって努力を継続してきた成果であり、同時に、TKC全国会の指導の下に開発されてきたT

KCの財務会計システムの開発思想の正しさを証明するものです。当社では、そのような高い評価を得ているTKC会員に対する支援が、わが国の中小企業の再生と発展につながるとの認識から、「TKC会員の関与先企業拡大支援」を第1の戦略目標として各種の広報活動を展開しております。

②TKC全国会の重点活動への積極的な支援

TKC全国会では、平成18年から平成19年にかけて、統一スローガン「立ち上がれ！使命を尽くそうTKC会計人」の下で、次の5つの戦略目標を設定し、その達成に向けて積極的に活動してきました。この方針は、平成11年から平成17年までの7年間をかけて実施した「成功の鍵（KFS）作戦21」の成果と最近の法制及び社会制度の大きな変化を踏まえ、TKC会員がその社会的使命を完遂しながら、関与先である中小企業の永続的繁栄に貢献することを目的としています。

- 1) 電子申告と書面添付（税理士法第33条の2第1項）の徹底
- 2) 新会社法への万全な対応支援
- 3) 中小企業の黒字決算割合の向上
- 4) 「中小企業の会計に関する指針」の普及と実務への対応
- 5) 非営利法人に対する会計・税務支援

特に、電子申告の普及は、政府のIT戦略本部並びに国税庁殿が総力を挙げて推進している国家戦略でもあり、その一翼を担い推進することは大変重要な意義を持つものと認識しております。

当社では、このようなTKC全国会の事業展開が、当社の事業目的である「会計事務所の職域防衛と運命打開」の今日的意義につながるものとして、これらの重点活動が円滑に進行していくよう、全力を挙げて支援して参ります。

③電子申告の徹底推進

国税庁殿の発表によれば、平成16年2月から開始された国税の電子申告のうち、平成19年9月までの法人税の電子申告件数は387,597件となっています。このうちTKC会員が実践した件数は280,623件で、全体の72.4%に達しています。TKC全国会では、このような実績を背景として、国税と地方税の電子申告をより使い易いものとするために、国税庁殿と社団法人地方税電子化協議会殿に対して、過去2回にわたって「電子申告制度普及のためのご提案」を提出してきました。

平成18年度においては、国税庁殿が「オンライン促進のための行動計画」に基づいて設定した国税の電子申告の年間目標件数110万件に対して、TKC全国会ではその戦略目標を、「5,000件超のTKC会員事務所で50万件以上を実践すること」とし、全国規模での推進活動を積極的に展開して参りました。その結果、全国で5,508件のTKC会員事務所が、78万件を超える電子申告を実践されたことが判明しております。国税庁殿による全国集計でも115万6千件を超えており、当初の目標を達成されております。なお、その中で、TKC会員事務所による電子申告件数の貢献度は70%超となっております。これに続いて平成19年度においては、「全国で6,000件のTKC会員事務所で120万件以上を実践すること」を新たな目標とした取り組みを開始しております。

当社では、電子申告の実践支援が会計事務所の社会的使命を完遂することにつながり、かつ先進的な会計事務所イメージの形成を通して関与先企業の拡大に貢献できるものとして、TKC会員を全面的に支援して参ります。

④中堅・大企業市場の開拓と関与先企業拡大支援

国際会計基準への対応と新しい税制の導入は、上場会社だけでなく、すべての中堅・大企業に対して大きな影響をもたらしており、すでに多くの企業が四半期開示を含む新しい連結会計制度、連結納税制度、電子申告制度などへの取り組みを開始しております。

このような変化に対応するため、当社では連結企業グループに対して「連結会計システム」（eCA-DRIVER）、「税効果会計システム」（eTaxEffect）、「連結納税システム」（eConsoliTax）を開発すると共に、TKC会員と協力して市場の開拓に当たり、TKC会員の関与先企業の拡大に貢献しております。

また、平成17年度から連結納税の電子申告の受付が開始されたことに伴い、連結納税制度を採用する法人においても電子申告を容易に実施できるよう「e-TAX連結納税」を開発しました。その結果、平成18年7月、富士通株式会社殿に「e-TAX連結納税」をご利用いただき、日本初の連結納税の電子申告を実施していただきました。

⑤「改正公益法人会計基準」への対応

総務省殿が公表した「新公益法人会計基準」は、平成18年4月1日以降開始する事業年度から速やかに適用することとされております。また、平成20年度においては、公益法人に対する税制の見直しが予定されており、平成20年12月1日に予定されている新法「公益法人制度改革関連3法」の施行以降は「公益性」が認定された法人には優遇税制が適用され、一般社団法人及び一般財団法人の収益事業には、法人税の課税強化が見込まれています。

これらの動向を踏まえ、TKC全国会では、「TKC全国会公益法人経営特別研究会」を組織し、公益法人会計に

精通するTKC会員による新会計基準への移行と適正な税務申告のための支援を開始しております。また、当社では公益法人が「新公益法人会計基準」に早期に移行できるよう、中小規模公益法人向けに「公益法人会計データベース」を平成18年3月に提供し、さらに大規模公益法人向けとして「FX4（公益法人版）」を平成18年4月に提供いたしました。当社ではこれらのシステムの提供を通して、TKC会員の関与先拡大に貢献して参ります。

⑥TKC会員1万名超体制の構築

TKC全国会では、会員1万名超体制の構築を目標として会員拡大を図っています。当社においては、TKC会員の拡大に向けて、TKC全国会ニューメンバーズ・サービス委員会と連携して、新規会員増強活動を積極的に推進しています。特に、平成18年度において電子申告件数78万件超を達成したTKC全国会の存在とTKC電子申告システムの優位性にTKC未加入税理士は注目しており、会員拡大に好影響を与えています。

平成19年9月30日現在で、会員数9,500名(事務所数8,350件)となり、会員1万名超達成が目前に迫ってきております。

(3) 当連結会計年度における会計事務所支援業務の概況

①「TKC電子申告システム」(e-TAXシリーズ)の提供

当社では、TKC会員事務所に最も快適な環境で電子申告を実施していただくために、「法人用電子申告システム」(e-TAX1000)と「個人用電子申告システム」(e-TAX2000)を開発提供しました。平成19年1月4日からは、国税の電子申告において、税理士が関与先企業の電子申告を代理で行う場合に関与先経営者の電子署名を省略できるようになりました。「電子申告システム」(e-TAXシリーズ)は、この制度改正にタイムリーに対応することにより、TKC会員事務所による電子申告実践数の飛躍的な増加に貢献いたしました。

当社の「電子申告システム」(e-TAXシリーズ)は、会計事務所においてこれまでどおりの業務プロセスで決算申告業務を終了した直後に、「ワンクリック」で電子申告に必要なデータを自動作成することができます。そのため最も簡単な電子申告システムとしてTKC会員事務所から高い評価を得ることができました。さらに「オフィス・マネジメント・システム」(OMS)では、複数の関与先企業について一括して電子申告を行う機能を搭載したことにより、会計事務所の業務の効率化に貢献しております。

なお、国税庁殿が公表した「国税の電子申告・納税件数(平成19年9月末日現在)」によれば、法人税の電子申告の総件数は387,597件でした。そのうち70%超がTKC会員事務所によって実施されております。

②「法人電子申告システム」(ASP1000R)の提供

当社では、上場会社及びその子会社等が会社法及び金融商品取引法に基づいて「内部統制」を実施する際には、「税務の法令遵守」(タックス・コンプライアンス)が、深刻な経営リスクとなるものと予想しております。これに正しく対処するため、これまでに開発したTKC会員専用の「法人決算申告システム(TPS1000)」と「TKC電子申告システム(e-TAX1000)」及び中堅・大企業向けの「連結納税システム(eConsoliTax)」のノウハウを結集し、平成19年1月31日から「法人電子申告システム(ASP1000R)」を提供開始しました。当連結会計年度末現在、ASP1000Rは100社を超える企業グループにご利用いただいております。当システムを上場会社等に導入する際には、TKC会員をシステム・コンサルタントとして派遣し、TKCとTKC会員が協同して支援する体制を整備しております。

③「TKC電子申告・納税かんたんキット」の提供

当社では、上場会社及びその子会社等の電子申告・納税をご支援するため、平成19年8月10日から「TKC電子申告・納税かんたんキット」を提供開始しました。電子申告・納税に必要な手続きを「業務プロセス」メニューに組み込んでおり、電子申告・納税に初めて取り組まれる企業でも「かんたん」にご利用いただけるシステムとなっております。

平成19年5月25日から平成19年8月31日までをトライアル期間として、実際の電子申告・納税に無償でご利用いただける「TKC電子申告・納税かんたんキット(お試し版)」を全国の上場会社及びその子会社等約30,000社に配布いたしました。インターネットバンキングの利用と併せて、オフィスから電子納税できるため、業務の効率化に寄与するシステムとして好評を博しております。

④「連結会計システム」(eCA-DRIVER)の提供

当社では、平成17年4月から新しい「連結会計システム」(eCA-DRIVER)の提供を開始しています。新システムは旧版のCA-DRIVERの優れた機能を継承し、さらに大企業ユーザの要望を数多く取り入れています。上場会社においては、平成18年6月7日に成立した金融商品取引法により、平成20年4月1日以降開始する事業年度から、内部統制報告書及び四半期報告書が義務化されました。これに加えて大企業ユーザからは、連結企業グループ単位での予算管理やセグメント別の業績管理ツール、さらには企業グループ内に連結グループが複数ある場合の業績管理ツールなどが

求められております。eCA-DRIVERは大企業ニーズに貢献する機能を搭載し、当連結会計年度末現在累計280企業グループ（IHCA-DRIVERユーザ含む）で利用されており、以前にも増して高い評価を得ております。

⑤「連結納税システム」（eConsoliTax）の提供

当社では、TKC会員の中堅・大企業市場における関与先企業の開拓を支援するため、TKC全国会システム委員会の指導の下に、わが国で最初に「連結納税システム」（eConsoliTax）を開発し、平成15年6月から提供してきております。そのあと毎年6月には各年度の税制改正に対応したシステムを開発提供しており、当連結会計年度末現在、当システムは世界的にも著名な日本企業を含む約240企業グループ、3,000社において採用され、TKC会員の関与先開拓に貢献しております。

⑥「税効果会計システム」（eTaxEffect）の提供

連結納税制度の開始により、連結納税企業グループにおける税効果会計の計算は大変複雑なものとなりました。このため「連結納税システム」（eConsoliTax）のオプションシステムとして「税効果会計システム」（eTaxEffect）を開発し、平成15年12月から提供を開始しております。当システムは、日本公認会計士協会殿の実務指針等に完全に準拠したシステムとして、多くの連結納税企業グループでご採用いただいております。

⑦「統合型会計情報システム」（FX4）の提供

中堅・大企業の経営者のスピーディな意思決定と法令遵守（コンプライアンス）を支援するため、会計法令及び税法に完全準拠した「統合型会計情報システム」（FX4）を提供しており、当連結会計年度末現在で約1,100社に採用されております。

特に、金融商品取引法では、財務報告に係る内部統制の強化及び四半期決算開示制度が導入されており、中堅・大企業においては、自社内の財務会計システムの見直しや、連結グループ内における財務会計システムの標準化がさらに加速すると予想しております。FX4は、そのような「内部統制」への対応もサポートし、かつ電子申告システムとの連動などの機能強化を実現したことで、今後もさらなる普及が見込まれています。

⑧「TKC戦略経営者ローン」を採用する金融機関の拡大

平成12年10月に東京三菱銀行殿（現 三菱東京UFJ銀行殿）と共同開発した「TKC戦略経営者ローン」は、中小企業向け無担保ローンの先駆けとして全国の金融機関から高い関心と注目を集め、同様な取り組みを望む他の金融機関との間でその数は拡大してきました。現在、「TKC戦略経営者ローン」の仕組みは、三菱東京UFJ銀行殿を始めとする全国52の金融機関及び商工組合中央金庫殿において採用されております。また平成17年5月からは、三菱東京UFJ銀行殿と大同生命保険殿との業務提携により、「TKC戦略経営者ローン（企業防衛）」のオンライン・サービスが開始されています。

さらに三菱東京UFJ銀行殿では、平成18年5月から会社法施行に合わせ、TKC会員が会計参与に就任する中小企業を対象に、金利優遇、代表者保証不要などの特別優遇措置を設けた「TKC戦略経営者ローン（会計参与）」のサービスも開始しております。

また、このほかにも全国20のTKC地域会又はその支部との業務提携のもとで、インターネットを用いずに、決算書及び「データ処理実績証明書」等に基づいて融資審査を行う「TKC経営者ローン」を採用する金融機関も77機関と年々拡大してきております。

当社では、中小企業の間接金融の円滑化に資するため、これらのローンを通してTKC会員による融資先紹介事務の支援を行っており、その評価は年々高まってきております。

⑨クリニック開業支援及び公益法人支援の活動

TKC全国会の「医業・会計システム研究会」では、医師の皆様を対象にした「TKCクリニック開業支援セミナー」を全国各地で開催しています。また、これと同時に三菱東京UFJ銀行殿の一般診療所（歯科診療所を除く）向けの開業支援金融商品である「TKCクリニック開業ローン&リース」を紹介し、クリニック開業支援を推進しております。

また、TKC全国会公益法人経営特別研究会では、非営利法人の会計と税務を支援するために、平成18年4月1日に施行された新公益法人会計基準への移行に向けて、公益法人を対象とした「新公益法人制度の概要と新会計基準への移行と税務セミナー」を全国45か所で開催し、約3,400法人（3,500名）にご参加をいただきました。

当社では、これらの活動を通して、TKC会員事務所によるクリニック及び公益法人の関与先開拓を図ってきております。

⑩「TKC経営革新セミナー2006」の開催

TKC全国会では、日本経済発展の源泉である中小企業を支援するため、「中小企業新事業活動促進法」に基づく経営革新計画承認企業5千件の目標達成を目指すと共に、関与先企業の創業と経営革新を支援する人材の育成を目的

に「創業・経営革新アドバイザー制度」を平成15年に立ち上げ、TKC会員及びその職員殿から1万名のアドバイザー育成を目指しております。その活動の一環として、平成18年10月及び11月には、「TKC経営革新セミナー2006」が全国で1,482回（1,538事務所）開催され、関与先企業の経営者を中心に全国で22,293名が参加されました。当セミナーは、平成15年からの4年間で延べ6,200回開催され、10万名を超える方が参加され、企業経営者にとって自社の経営を再点検するよい機会と高い評価を受けています。当社では、当セミナーの開催を通して、TKC会員事務所の関与先拡大につながるよう支援しています。

⑪「LEX/DBインターネット」市場の拡大

法律情報データベース「LEX/DBインターネット」は、明治8年の大審院判決から直近に公開されたすべての法律分野にわたる判決等を収録しており、平成19年9月末日現在で、その収録文献数は54万8千件を突破いたしました。

当社では、この「LEX/DBインターネット」を中核的なコンテンツとして、「最高裁判所判例集」等の公判判例集の原本PDFや、各大学の法学部が発行する学術論文を相互に検索可能にした「法学紀要データベース」、また有力な法律出版社のコンテンツを収録した「ロー・ライブラリー」を開発し、全国の法科大学院、大学の法学部及び法学研究科などのアカデミック市場に提供しております。また弁護士などの法律実務家を対象として、日本経済新聞社殿の記事検索データベースである「日経ダイレクトサーチ」を標準サービスに組み込んだ「TKCロー・ライブラリー」の提供を開始しました。

また以上に加えて、平成16年からは法科大学院の教育研究を支援する「法科大学院教育研究支援システム」、平成18年4月からは法科大学院修了生の新司法試験の学習を支援する「法科大学院修了生サポートシステム」及び「法曹への扉」、また、新司法試験合格者向けとして「TKCローライブラリー（司法修習生版）」の提供を開始するなど、新しい法曹養成制度に対応したコンピュータサービスを提供しております。

これらの法律情報サービスは、すでに法科大学院74校のうち72校にご利用いただいております。現在の利用者数は教員・学生・修了生を含めて約22,000名に達しております。

⑫17万社にコンピュータウイルス対策プログラムを無償提供

当社では、すべてのTKC会員事務所及び当社のFX2等の自計化システムを導入するすべての関与先企業に対して、平成9年からトレンドマイクロ社殿の「ウィルスバスター」をベースとした「TKCウイルス対策プログラム」を無償提供しており、そのライセンス数は17万本を超えています。

平成17年12月からは、この「TKCウイルス対策プログラム」にスパイウェア対策機能を追加し、これまでと同様に無償提供しております。

⑬TKCセキュリティ・ゲートウェイ・サービスの提供

当社の基幹ネットワークは、富士通殿の「FENICS」をアウトソーシングして全国展開しております。このネットワークは、毎秒25ギガビットを超える通信容量を持つ信頼性の高い高速ネットワークとなっています。また、これに加えて財務会計や税務申告のためのデータ伝送をより高速かつ安全に行うために、ブロードバンドに高度なセキュリティ機能を付加した「TKCセキュリティ・ゲートウェイ・サービス」を独自に開発して、現在、6,000件を超えるTKC会員事務所に提供しております。

以上の諸活動の結果、当事業部門における売上高は39,618百万円（前連結会計年度比2.9%増）、営業利益は5,842百万円（前連結会計年度比4.2%減）の業績となりました。

2. 地方公共団体事業部門における事業の概況

（1）地方公共団体における行政情報システムの動向

地方公共団体（市町村等）の行政情報システムは、これまで税務と住民基本台帳に関連する基幹業務システムを中心に、各団体において独自の発展をとげてきており、長い時間をかけてカスタマイズが繰り返されてきました。そのため今日では行政情報システムはきわめて複雑化し硬直したものとなっています。また同時に、多くの市町村では深刻な財政問題を抱えており、システムの管理運営コスト（TCO：トータルコスト・オブ・オーナーシップ）の削減が急務となっております。

またその一方で、市町村は行政情報システムの大きな改革を迫られております。その主な要因としては次のものが上げられます。

- 1) わが国の政府が国家戦略として掲げる「e-Japan戦略」に基づく電子自治体構築への取り組み。
- 2) 「平成の大合併」に続く合併団体での行政情報システムの広域化への対応。

3) 「少子高齢化社会」の進展に伴う新しい住民サービスとその法制への対応。

4) 「プライバシー保護」への住民の関心の高まり。

そのため、すべての市町村は、従来の行政情報システムを改修しながら、これと同時に住民の個人情報セキュリティ強化のために必要となるシステムの抜本的な見直しを行うと共に、インターネット及び「総合行政ネットワーク（L GWAN）」の利用による24時間365日の住民サービスを実現する電子自治体の構築、さらには児童福祉や高齢者福祉サービスなど社会福祉制度改革への対応を推進するために、次世代の行政情報システムの構築と新しいIT投資が求められており、技術的にも財政的にもきわめて困難な状況に置かれています。

このような時代の要請に応えるため、当社では、地方自治体（市町村等）の行政情報システムを構築するに当たっては、コスト・ミニマムを実現しながら、情報セキュリティを確実に保持しつつ、e-Japan戦略に積極的に対応して、これまでのホスト型のシステムからオープン型のシステムへ転換を図ることにより、新時代に相応しい行政情報システムを構築すべく総力を挙げて取り組んでおります。

①「IT新改革戦略」への対応

平成12年12月に成立した「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」（IT基本法）に定める国のIT戦略の基本理念に基づき、平成13年1月には内閣府のIT戦略本部から「e-Japan戦略」が発表されました。平成18年1月には「IT新改革戦略」が発表され、2010年度（平成22年度）までに利用者が利便性・サービス向上が実感できる電子行政（電子政府・電子自治体）を実現するため、国・地方公共団体に対する申請・届出手続のオンライン利用率を50%以上とするとの目標が掲げられました。引き続き平成18年7月には「電子自治体オンライン利用促進指針」が公表され、申請・届出のうち、住民の利便性の向上や業務の効率化効果が高いと考えられる21の手法が「オンライン利用促進対象手法」として示されました。その手法の一つである「地方税電子申告」については、平成19年には都道府県及び16市の受付に止まっていたものが、国税の電子申告の普及促進に伴い平成20年度以降大幅に実施団体が増加することが見込まれています。

さらに平成19年3月には、今後の電子自治体推進の方向性を提示するため「新電子自治体推進指針」が策定され、住民視点と費用対効果の視点に立って行政サービスの高度化、行政の簡素化・効率化、地域の課題解決へ重点的に取り組むことが求められています。

このような国家戦略に基づいて、全国の市町村は一斉に電子自治体の構築を積極的に進めており、インターネット及び「総合行政ネットワーク（L GWAN）」の利用による総合的な行政サービスを実現するとともに、高い情報セキュリティを実現する行政情報システムの構築が求められています。

②高齢化社会の進展に伴う社会福祉制度改革への対応

平成18年6月21日に「健康保険法の一部を改正する法律」が公布され、現行の老人保健制度に代えて、75歳以上の「後期高齢者」の全員が加入する独立型公的医療保険制度として後期高齢者医療制度が平成20年4月1日に施行されることとなりました。この新制度は、全市町村が加入する都道府県単位の「広域連合」が運営主体として被保険者の資格管理、保険料の賦課管理、給付管理業務を担当し、市町村は「保険料の徴収の事務」及び「被保険者の便益の増進に寄与するものとして政令で定める事務」として各種申請・届出の受付や被保険者証の交付等の事務を担当することとされています。このため、全国の市町村は施行日までの限られた期間の中で新制度への的確な対応が求められています。

③「地方公共団体の行財政改革」への対応

平成18年8月に、総務省殿は「地方公共団体における行政改革のさらなる推進のための指針（地方行革新指針）」の一つとして「地方公会計改革」を発表しました。その内容は、市町村の会計制度に、発生主義・複式簿記等の企業会計の考え方を導入すると共に、連結会計ベースで、4種類の財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書）の作成を求めること等を骨子としています。この考え方は、人口3万人以上の都市は平成20年度決算から、人口3万人未満の都市は平成22年度決算から適用されることになっています。また、平成19年6月には、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、平成19年度決算から4種類の健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）の公表が義務化されると共に、平成20年度決算からは、健全化判断比率のうちいずれかの比率が一定基準を超えた場合、財政健全化計画の策定及び外部監査の導入を行う等の対策を講じることとされました。

（2）地方公共団体事業部門の戦略目標

当社の地方公共団体事業部門では、以上のような現状認識の下で、会社定款に定める事業の目的（第2条第2項「地方公共団体の行政効率向上のため受託する計算センターの経営」）に基づいて、地方公共団体事業部門の戦略目標

を次のように設定しております。

①人口50万人規模までの地方自治体に焦点を当てた市場開拓活動

人口規模で50万人程度までの市町村の行政ニーズに焦点を当て、「適法・正確・迅速・安全」をモットーとして、常に最新の情報通信技術（ICT）を活用したシステムを開発提供するとともに、積極的な情報発信と顧客サポート体制の充実を通して、市場開拓を推進すること。

②IT新改革戦略に基づく電子自治体構築の支援

国の「IT新改革戦略」に基づく電子自治体の構築を支援するために、当社のTKCインターネット・サービスセンター（TISC）をサービス拠点として、地方税電子申告受付支援サービス、電子申請・届出システム、公共施設案内・予約システム等の各種ASPサービスを安全かつ低コストで提供すること。

③後期高齢者医療制度の施行への対応

平成20年4月に施行される後期高齢者医療制度に的確に対応するために、「TASK. NET後期高齢者医療システム」を新規開発するとともに、基幹業務システムであるTASK. NETシリーズ（住基・税務・介護）の適切なシステム改修を行うこと。また、このシステム改修に合わせて、顧客団体における快適なシステム動作環境を保証するため、TASK基幹業務システムを利用しているすべての市町村を対象に「TASK. NET第3.0版」へのリプレースを完了すること。

④情報セキュリティ体制の一層の強化

平成17年4月1日に施行された『個人情報保護法』に完全準拠した社内業務体制を継続するため、当社の情報セキュリティに係る各種公的認証を保持するための取り組みを継続しながら、社内における情報セキュリティの一層の強化を図るとともに、顧客市町村に対してもその情報セキュリティ対策を支援するために、ASP方式による「市町村サーバの第2次バックアップ・サービス」、「ウィルス対策サービス」、並びに「サーバ監視サービス」など各種の情報セキュリティ・サービスを開発提供すること。

（3）当連結会計年度における地方公共団体支援業務の概況

地方公共団体事業部門においては、上記の戦略目標に基づき、システム開発体制の強化と親切かつ周到的な顧客サービスの提供に取り組んで参りました。当連結会計年度における諸活動の主な内容は次のとおりです。

①後期高齢者医療システムの開発及びこれに関連する基幹業務システムの改修

平成20年4月に新たにスタートする後期高齢者医療制度へ的確に対応するためには、新しく「TASK. NET後期高齢者医療システム」を開発するとともに、これとデータ連動する「住民基本台帳管理システム」「税務情報システム」及び「介護保険管理システム」などの基幹業務システムに対する大幅な改修が不可欠となります。

当社では、栃木県と県内12市町及び栃木県後期高齢者医療広域連合の実務担当者殿、栃木県国民健康保険団体連合会殿をメンバーとする「後期高齢者医療システム研究会」を組織していただき、当社の開発チームと協同して、厚生労働省殿から示された新制度の分析とシステム仕様の検討を進めております。また、顧客市町村では、新制度施行に先駆けて事前テストを実施する必要があるため、当社からのシステム提供は平成19年6月から開始しており、このあと平成20年3月までに段階的に進める計画となっています。そのため当社では、開発と営業の担当者による専門のプロジェクトチームを編成し、顧客市町村における準備作業の円滑な推進を支援しております。

さらに、これらの基幹業務システムの改修に合わせ、顧客市町村における最適なシステム動作環境を整備するため、TASK基幹業務システムを利用しているすべての団体に対してTASK. NET第3.0版へのリプレース提案活動を推進しています。この結果、当連結会計年度末には、61団体がシステム移行を完了しています。

②行政ASPサービスの充実と提案活動の推進

当社が開発した電子自治体（都道府県、市町村）に対する「TKC行政ASP／電子申請・届出システム」は、公的個人認証サービスや商業登記認証局等が発行した電子証明書を用いているため、厳格な本人確認等を行うことのできるASP方式のシステムとなっています。地方公共団体においては、「2010年度（平成22年度）までにオンライン利用率50%以上」との国家目標の達成に向けた施策が進められている中で、本システムに対する注目が高まりつつあり、このたび新潟県庁殿、沖縄県那覇市殿での採用が決定されました。

また、このほかに当社では、厳格な本人確認や利用者の事前登録を必要としない「TKC行政ASP／かんたん申請・申込システム」のASPサービスを提供しています。当システムは、その名のとおり、住民がインターネットを通じ、簡単に申請・申込業務を行えるシステムであることから、多くの市町村から注目を集めることができました。当システムは、平成19年度から有償サービスを開始し、新潟県庁殿、沖縄県那覇市殿、宮城県仙台市殿、財団法人地方自治情報センター殿等での採用が決まりました。なお、「TKC行政ASP／公共施設案内・予約システム」は、

パソコンからの申し込みとともに携帯電話からの申し込み機能も実装しており、採用いただいた団体ではオンライン利用件数に占める割合が80%超に達している事例も出ています。特に、人口20万人超の中規模団体からの引き合いが増加しており、今後も中規模団体市場における新規顧客開拓の有効な打ち手として、本システムの普及促進活動を推進しています。

③情報セキュリティサービスの開発提供

市町村における情報セキュリティへの関心が急速に高まりを見せていることに対応して、当社では、いち早く「プライバシーマーク制度」の認証を取得するとともに、当社の統合情報センター及びTKCインターネット・サービスセンター（TISC）において、情報セキュリティ・マネジメントの国際的な標準規格である「ISO/IEC 27001」を取得するなど、情報セキュリティ体制の強化に取り組んで参りました。

また、市町村における情報セキュリティの強化を支援するため、当社の行政情報システムTASK.NETのセキュリティ機能を一層強化するとともに、TISCを活用した情報セキュリティ・マネジメントサービスとして、以下のASPサービスを提供しております。

- 1) 「市町村サーバの第2次バックアップ・サービス」
- 2) 「ウィルス対策サービス」
- 3) 「サーバ監視サービス」

（4）当連結会計年度の地方公共団体事業部門の業績について

当連結会計年度の売上高は、前期比91.7%に止まりました。その主な理由は次のとおりです。

1) 平成の市町村合併のピークであった過去3年間においては、「平成の大合併」に伴うシステム統合業務を延べ32合併協議会殿から受託し、第40期までの売上拡大に貢献しましたが、平成18年3月末日までに合併が終了したことにより、当連結会計年度においてはこれらに関連する売上高計上がなかったこと。

2) 平成18年3月末日までの市町村合併により、通常は5年ごとに定期的にリプレースされてきた行政情報システムが、市町村合併を機に一部前倒しでリプレースされたことにより、当連結会計年度におけるリプレース実施団体が減少したこと。

3) 市町村合併の進展により、全国の市町村数が約3,300団体から約1,800団体へと大幅に減少（45%減）しました。当社においては、当社の顧客市町村間の合併による顧客団体数の減少、及び被合併団体の他社システムへの移行により、基幹業務システム利用顧客団体数は前期の128団体から114団体に減少しました。なお、当社の顧客団体の合併動向にかかわらず、その総人口並びに固定資産総筆数はこれまでの件数を維持しております。

4) 市町村数の大幅な減少により、市町村市場における競合が厳しさを増しつつあり、当連結会計年度においては新規受託団体数が伸び悩んだこと。

以上の諸活動の結果、当事業部門における売上高は11,032百万円（前連結会計年度比8.3%減）、営業利益は184百万円（前連結会計年度比291百万円増）の業績となりました。

3. 印刷事業部門における事業の概況

（1）印刷業界の動向

①印刷業の将来市場予測

印刷産業の市場規模は、製品出荷ベースで約6兆3千億円（印刷関連サービス業を含めると約7兆2千億円）と推定されております。今後、市場全体は拡大基調で推移し、2010年の市場規模は約9兆5千億円、2015年には約10兆1千2百億円になると予測されております。この中でビジネスフォーム（現状市場規模4千億円強）については、伝票類がIT技術の導入により市場規模は減少するものの、2010年には安定（4千4百億円）し、2015年（4千6百億円）に向けてネットビジネス等などの振興により新規需要が期待されると予測しております。

②原料高によるコストアップ

世界的な原油高の影響を受けて、昨年度来再三にわたって製紙メーカーから原紙の値上げ要請があり、大手印刷会社各社が相次いで値上げを受け入れる中、昨年10月には5%、今年8月には8%の値上げを受け入れざるを得ませんでした。

③ビジネスフォーム業界の動向

ビジネスフォームの主力製品だった連続帳票類は、カット紙化の影響を受け著しく衰退の一途を辿っております。また同業では、大日本印刷やトッパンフォームズなどの2大印刷会社の寡占化が進む中で、倒産や廃業に追い込まれ

る中小印刷会社が後を絶たず、この傾向は来期以降も続くものと思われます。

一方で、個人向けのダイレクト販売方式が定着したことによって、DM関連商品の需要拡大が続いております。従って、今後も引き続きデータプリントサービス（DPS）事業の拡大を図るために製造・販売一体となった体制づくりを構築して参ります。特にシステム開発を含めたソフト力の強化を図って参ります。

個人情報保護の高まりの中で、お客様からより高い信頼性を得るためには、高度なセキュリティ体制に裏付けられた生産管理システムの構築が求められており、印刷・印字・封入封緘・配送まで一貫システムの再構築が不可欠です。また、ハードとソフトの融合が図られることにより、ますます製品の複合化に拍車がかかることも予測されます。

その一方で、ITを駆使した技術革新は、従来の文字のみの可変印刷からカラー画像データ可変印字方式へと進みつつあり、さらにハードの改良やランニングコストの軽減が図られれば、オンデマンド・フルカラー分野のニーズも拡大し、ビジネスフォームの新しい需要展開が見えてきています。

（2）当連結会計年度の業績について

当連結会計年度においては、主力のビジネスフォーム帳票がカット紙化の影響を著しく受けたものの、DPS商品の売上増でカバーしたため、印刷事業部門の業績は、前連結会計年度と比較して微増収増益となりました。また、前連結会計年度においては原油等の高騰による用紙の値上げによりコストアップとなりましたが、付加価値の高いDPS商品の受注増により、用紙値上げの影響は最小限に止まりました。

以上の諸活動の結果、当事業部門における売上高は3,506百万円（前連結会計年度比5.3%増）、営業利益は348百万円（前連結会計年度比3,543.2%増）の業績となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

1. 営業活動によるキャッシュ・フローについて

5,495百万円(前連結会計年度比562百万円収入減)増加しました。その主な理由は、税金等調整前当期純利益が増加したこと等によるものです。

2. 投資活動によるキャッシュ・フローについて

4,599百万円(前連結会計年度比2,260百万円支出増)減少しました。その主な理由は、次世代ホストシステム「PRIMEQUEST」の導入、システム開発に係る開発基盤の整備と開発資産の集中管理を行うためのVSTSの導入等の設備投資を行ったこと、並びに新規に定期預金(預入期間3か月超)の設定を行ったこと等によるものです。

3. 財務活動によるキャッシュ・フローについて

1,314百万円(前連結会計年度比1百万円支出減)減少しました。その主な理由は、平成18年9月期末配当(1株当たり普通配当15円に創業40周年記念配当5円を加えた合計20円)及び平成19年9月期中間配当(1株当たり普通配当20円)を支払ったこと等によるものです。

以上の結果、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ418百万円減少し、26,803百万円になりました。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

特に記載すべき事項はありません。

(2) 受注状況

特に記載すべき事項はありません。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額（百万円）	前年同期比（％）
会計事務所事業	39,618	102.9
地方公共団体事業	11,032	91.7
印刷事業	3,506	105.3
合計	54,157	100.5

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 金額には消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

各事業部門の対処すべき課題は次のとおりです。

1. 会計事務所事業部門の対処すべき課題

会計事務所事業部門における対処すべき課題は次のとおりです。

(1) T K C 全国会の重点活動への支援

T K C 全国会においては、平成18年1月から統一スローガン「立ち上がれ！使命を尽くそう T K C 会計人」の下で、以下の5つの重点活動を展開しております。

1. 電子申告と書面添付（税理士法第33条の2第1項）の徹底
2. 新会社法への万全な対応支援
3. 中小企業の黒字決算割合の向上
4. 「中小企業の会計に関する指針」の普及と実務への対応
5. 非営利法人に対する会計・税務支援

このような T K C 全国会の方針に基づいて、T K C 北海道会から T K C 九州会までの全国20の T K C 地域会においても同様な活動が展開されております。

当社では、このような T K C 全国会の活動を支援するため、最新の情報通信技術を積極的に活用して、会計事務所とその関与先である中小企業の経営改善に役立つコンピュータ・サービス、ソフトウェア製品、コンサルティング・サービスを充実させながら、全国で約9,500名の T K C 会員がこの運動に参加し、その成果を享受できるよう支援体制を強化して参ります。

(2) T K C 会員が積極的に取り組む電子申告への支援

当社では、平成18年4月から T K C 会員による電子申告の実践をアピールする T V C M の放映を開始いたしました。これにより、T K C 会員事務所の先進的なイメージを形成し関与先開拓に貢献したいと願っております。

また、平成19年1月より「ASP1000R（法人電子申告システム）」を提供開始しました。ASP1000Rは、中堅・大企業の電子申告と内部統制のニーズに対応するため開発した新しいシステムです。ASP1000Rは、これまでに全国で約44万社処理されているTPS1000（法人決算申告システム）と法人税の電子申告実績80%超を占めるe-TAX1000（T K C 電子申告システム）のノウハウを結集し、中堅・大企業向けに開発いたしました。また、平成20年3月には、子会社の申告業務の進捗をモニターできるASP1000M（法人電子申告モニターシステム）を提供する予定です。これらのシステムを通して、中堅・大企業市場における T K C 会員事務所の関与先開拓に貢献して参ります。

さらに、平成19年8月より「T K C 電子申告・納税かんたんキット」を中堅・大企業向けに提供しました。「T K C 電子申告・納税かんたんキット」は、電子申告の事前準備から開始届出、電子申告・納税まで一貫して処理できるとともに解説が充実していますので、初めて電子申告・納税する場合も簡単に取り組むことができるものとなっています。

(3) 当社の「強み」を活かす製品開発戦略

当社の「強み」は税務と会計にあります。例えば法人税システムは、昭和56年からオンライン方式による提供を開始し、本年においては T K C 会員事務所からのアクセスにより約46万法人の法人税申告書を作成いたしました。消費税、所得税、相続税、贈与税、或いは地方税の申告計算についても、法令に完全準拠しながら、処理件数を順調に伸ばしてきております。このような組織風土から、法人税の連結納税及び国税と地方税の電子申告についても、他社に先駆けて会計事務所に最適なシステムを提供してきています。

また、当社の財務会計システムの特長は、会計法令及び会計基準への完全準拠性を堅持しながら、これと関連する税務申告業務と連動させ、会計と税務の「一貫通貫」を実現していることにあります。私どもでは、今後とも当社の強みを活かしながら、新たな製品開発に取り組んでいくことが最大の課題であると認識しています。

(4) T K C 会員 1 0 , 0 0 0 名超体制の構築支援

T K C 全国会ニューメンバーズ・サービス委員会が掲げる会員増強目標の達成に向けて、当社では、T K C 電子申告システムの利用促進と F X 2 シリーズによる関与先企業への自計化推進のご提案を目的とした「T K C 電子申告セミナー」を全国各地で開催いたします。この「T K C 電子申告セミナー」では、平成19年度に電子申告120万件超を目指す T K C 全国会の取り組みや、自計化から電子申告まで「一貫通貫」できる仕組みをご紹介します。

2. 地方公共団体事業部門の対処すべき課題

地方公共団体事業部門における対処すべき課題は次のとおりです。

(1) ASPサービスの普及促進活動の強化

①平成17年2月から段階的に開始された地方税電子申告は、平成19年3月には47都道府県16市で実施されました。当社では、平成20年1月に予定される全市町村での受付開始に向け、TKC地方税電子申告受付サービスの提案活動を通して、地方税電子申告の普及を支援します。

②「IT新改革戦略」に具体的目標として盛り込まれた「申請・届出等手続におけるオンライン利用率を2010年度（平成22年度）までに50%以上を実現」を支援するために、当社のASPサービスの特長と優位性について集中的な広報作戦と提案活動を推進して参ります。

(2) 地方公会計改革対応版TASK. NET公会計システムの開発

総務省殿が発表した「地方行革指針」の三本柱の一つである「地方公会計改革」に対応した、TASK. NET公会計システムの開発を推進して参ります。

(3) 新規市場開拓活動の強化

当社の各種ASPサービス及び「TASK. NETシリーズ」を提案の目玉とした新規市場開拓活動を推進して参ります。

3. 印刷事業部門の対処すべき課題

印刷事業部門における対処すべき課題は次のとおりです。

作業工程の情報化と省力化を進め、「給紙・印刷から加工、折り・中綴じ・表紙付けまで」の一連の工程をライン化し、DPS（データ・プリント・システム）による効率化を中心に、より付加価値の高い新製品開発に努力を傾注して参ります。

(1) DPS商品の受注拡大に対応するために、増設したインクジェットプリンタなど機器の有効活用を図り、生産・供給体制を整えます。

(2) DPS事業の拡大に伴い、情報セキュリティ管理については一層厳格な管理体制が求められております。個人情報情報の漏洩等の事故や事件を未然に防ぐため、社内・外へ向けたセキュリティ管理を更に徹底して参る所存です。すでに当連結会計年度においてはデータ処理担当者の入退室に関しては指紋認証などの高度なセキュリティシステムを導入いたしました。

(3) 認証資格の有効活用及び内部統制への的確な対応

プライバシーマーク及びISOの認証資格を有効活用するため、その重要性を全社員に周知徹底・浸透させるとともに、今後始まる内部統制に関して、的確に対応する所存です。

4【事業等のリスク】

当社及び当社グループの事業等に関連するリスクについては、有価証券報告書に記載した「事業の状況」及び「経営の状況」等に関連して、投資者の皆様にご承知いただくべきと思われる主な事項を以下に記載いたします。また、その他のリスク要因についても、投資者の皆様のご判断上、重要と思われる事項について、積極的な情報開示の観点から開示することとしております。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識したうえで、リスク発生の事前防止及び発生した場合の迅速な対応に努める所存であります。当社株式に関する投資判断は、本項に加えて本報告書全体の記載も参考にされ、十分に検討したうえで行われる必要があると考えております。また、以下の記載は、当社株式への投資に関連するリスク要因をすべて網羅しているものではありませんので、この点にもご留意ください。

なお、本項において将来にわたる事項は、当連結会計年度末（平成19年9月30日）現在において当社グループが判断したものであります。

1. 退職給付債務について

当社グループの従業員退職給付債務及び関連費用の計上は、割引率等数理計算上で設定される前提条件（基礎率）に基づいて行っております。これらの基礎率（当社グループの割引率は2.0%を採用しております。）が合理性を欠き変更となった場合は、結果として当社グループの財政状態及び経営成績の変動要因となります。当社グループでは、この影響を最小限にすべく確定拠出年金制度への移行等の施策を実施しておりますが、その影響を完全に無くすることはできません。一層の割引率の低下は当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

2. 固定資産価値の減少について

証券取引法に基づいて、平成18年9月期から「固定資産の減損に係る会計基準」が適用されることになりました（当社グループでは、財務体質のより一層の強化を図ることを目的として、平成17年9月期から、先行して固定資産の減損会計を適用しております。）。

固定資産の減損会計の適用は、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

3. 原材料調達費の変動について

当社グループの印刷事業部門においては、原材料の調達の大部分について、製紙メーカーから直接原紙を購入し、安定的な原材料の確保と最適な価格の維持に努めております。しかし、石油価格の高騰や国際市場での受給逼迫により、需給バランスが崩れる懸念があります。そのような場合には、当社グループの顧客との間の価格交渉を通じて対応していく所存ですが、原材料調達が極めて困難になった場合や購入価格が著しく上昇した場合は、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

4. 個人情報等の管理について

当社グループにおいては、当社顧客（会計事務所及び地方公共団体等）から法人及び個人の情報を大量に預託されているほか、様々な内部情報を保有しております。これらの情報の保護については、情報管理に関するポリシーや手続き等を策定しており、役社員等に対する教育・研修等により情報管理の重要性の周知徹底及びシステム上のセキュリティ対策等を実施しております。

また、情報処理を行う当社の統合情報センターにおいては、経済産業省殿の指導の下に財団法人日本情報処理開発協会（JIPDEC）殿が制定した「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）」の認証を得るとともに、担当部門を設置してシステム上のセキュリティ対策等に万全を期しております。

さらに、個人情報については、その適切な取扱い及び管理体制の構築に資するために、財団法人日本情報処理協会（JIPDEC）が制定した「プライバシーマーク」の認定を当社及び連結子会社である東京ラインプリンタ印刷株式会社が取得しております。

また、当社の内部監査部門では、全社全部門にわたる個人情報保護法への対応に傾注し、社内において個人情報管理への意識を高めるとともに、個人情報が漏洩することがないよう社内体制の整備に努力しております。

しかしながら、予期せぬ事態により、これらの情報が流出する可能性は皆無ではなく、そのような事態が生じた場合、当社の社会的信用に影響を与え、その対応のための多額の費用負担やブランド価値の低下が、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

5. 係争事件等について

現在、当社グループの財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性のある係争事件等はありませんが、今後そのような係争事件が発生する可能性は皆無ではありません。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

当社グループでは、会計事務所とその関与先企業に対し、革新的な情報とマネジメント・ツールを提供するため、並びに地方公共団体に対して、行政事務の効率化・標準化・ネットワーク化を推進するために、ソフトウェアの研究・開発を行っております。

また、研究・開発を行う部門では、システム開発業務における品質管理・品質保証体制の確立・強化を目的として、品質保証の国際規格である「品質システム—設計、開発、製造、据付及び附帯サービスにおける品質保証モデル（ISO9001）」の認証を平成11年7月に取得しております。

当連結会計年度における研究開発費は602百万円であり、主要な研究開発の成果は次のとおりであります。

(1) 会計事務所事業

①中堅・大企業を対象として、電子申告と内部統制のニーズに対応するためのシステムとして「法人電子申告システム(ASP1000R)」を開発いたしました。

②中堅・大企業を対象として、電子申告の開始届出から電子申告・納税まで一貫して支援するシステムとして「TKC電子申告・納税かんたんキット」を開発いたしました。

当事業に係る研究開発費は294百万円であります。

(2) 地方公共団体事業

市町村における電子自治体の構築及び社会福祉制度改正への対応を実現するため、「TASK.NET後期高齢者医療システム（仮称）」を開発中であります。

当事業に係る研究開発費は308百万円であります。

7【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 財政状態の分析

①資産の部について

当連結会計年度末における総資産は、69,099百万円となり、前連結会計年度末65,890百万円と比較して3,208百万円増加しました。

1) 流動資産

当連結会計年度末における流動資産は、42,197百万円となり、前連結会計年度末37,830百万円と比較して4,367百万円増加しました。

その主な理由は、現金及び預金、受取手形及び売掛金の当座資産が増加したこと等によるものです。

2) 固定資産

当連結会計年度末における固定資産は、26,901百万円となり、前連結会計年度末28,060百万円と比較して、1,158百万円減少しました。

その主な理由は、保有する投資有価証券の評価額が減少したこと等によるものです。

②負債の部について

1) 流動負債

当連結会計年度末における流動負債は、13,704百万円となり、前連結会計年度末12,182百万円と比較して、1,521百万円増加しました。

その主な理由は、買掛金及び未払費用が増加したこと等によるものです。

2) 固定負債

当連結会計年度末における固定負債は、3,786百万円となり、前連結会計年度末3,658百万円と比較して、128百万円増加しました。

その主な理由は、長期未払金が増加したこと等によるものです。

③純資産の部について

当連結会計年度末における純資産合計は、51,608百万円となり、前連結会計年度末50,049百万円と比較して

1,558百万円増加しました。

その主な理由は、利益剰余金が増加したこと等によるものです。

なお、当連結会計年度末における自己資本比率は、73.0%となり、前連結会計年度末74.3%と比較して1.3ポイント減少しました。

(2) キャッシュ・フローの分析

「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フロー」を参照してください。

(3) 経営成績の分析

「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (1) 業績」を参照してください。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループ（当社及び連結子会社）では、ソフトウェアの開発分野と情報処理サービス分野において継続的に設備投資を行っております。

当連結会計年度においては、「会計事務所事業」を中心に 1,279百万円の設備投資（無形固定資産等を含む）を実施しました。

(1) 会計事務所事業

次世代ホストシステム「PRIMEQUEST」等の購入、販売用ソフトウェアの制作など857百万円の設備投資を行いました。

(2) 地方公共団体事業

ASPサービス用サーバ等の購入及び販売用ソフトウェアの制作など220百万円の設備投資を行いました。

(3) 印刷事業

インクジェットプリンタ、輪転機等の購入など201百万円の設備投資を行いました。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成19年9月30日現在

事業所名 (所在地)	事業の種類 別セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）					従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
TKC栃木本社 TKCシステム開発研究所 TKCインターネット・サー ビスセンター TKC栃木統合情報センター (栃木県宇都宮市他) ※1	会計事務所 事業 地方公共団 体事業	開発設備 情報通信 サービス設 備 情報処理設 備	4,058	3	2,244 (21,933.03)	1,669	7,976	900
TKC東京本社 TKCシステム開発研究所東 京分室 (東京都新宿区他)	会計事務所 事業 地方公共団 体事業	事務所設備	44	—	—	38	82	167
TKC東京統合情報センター (東京都練馬区)	会計事務所 事業	情報処理設 備	377	—	2,224 (1,447.44)	50	2,651	34
TKC中部統合情報センター (愛知県春日井市)	会計事務所 事業	情報処理設 備	116	—	196 (3,017.47)	11	325	22
TKC関西統合情報センター (大阪府茨木市)	会計事務所 事業 地方公共団 体事業	情報処理設 備 事業所設備	128	—	—	59	187	38
TKC中四国統合情報セン ター (岡山県岡山市)	会計事務所 事業	情報処理設 備	36	—	—	16	52	14
TKC九州統合情報センター (福岡県古賀市)	会計事務所 事業	情報処理設 備	241	—	203 (2,341.48)	13	459	14
TKC北海道統合情報セン ター (北海道札幌市中央区)	会計事務所 事業	情報処理設 備	27	—	—	10	38	8
TKC東北統合情報センター TKC東北SCGサービスセ ンター (宮城県仙台市青葉区)	会計事務所 事業	情報処理設 備	26	—	—	13	39	27

平成19年9月30日現在

事業所名 (所在地)	事業の種類 別セグメン トの名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）					従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
TKC福島データエントリー センター (福島県福島市)	地方公共団 体事業	情報処理設 備	59	—	81 (1,302.52)	1	142	17
TKC沖縄統合情報センター TKC沖縄SCGサービスセ ンター (沖縄県那覇市)	会計事務所 事業	情報処理設 備	7	—	—	23	30	11
TKC茨城SCGサービスセ ンター (茨城県つくば市)	会計事務所 事業 地方公共団 体事業	事業所設備	55	—	147 (1,120.00)	3	205	16
TKC山口SCGサービスセ ンター (山口県吉敷郡小郡町)	会計事務所 事業	事業所設備	44	—	197 (814.00)	2	244	7
寮・社宅 (栃木県宇都宮市他)	会計事務所 事業 地方公共団 体事業	福利厚生設 備	430	—	426 (5,400.24)	5	861	—

(2) 国内子会社

平成19年9月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類 別セグメン トの名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）					従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
東京ラインプ リント印刷㈱	羽生工場 (埼玉県羽 生市)	全セグメン ト	印刷設備	192	679	145 (7,275.17)	11	1,028	95

- (注) 1. 上記以外の連結会社の設備の状況については、設備が小規模のため記載を省略しております。
2. 帳簿価額のうち「その他」は、器具及び備品、ソフトウェア（仮勘定含む）であります。
3. ※1には、一部福利厚生施設が含まれております。
4. 上記以外の主要な賃借及びリース設備は、次のとおりであります。

(提出会社)

事務所の年間賃借料	566百万円
汎用大型コンピュータ及び周辺装置の年間リース料	298百万円

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して計画しております。設備計画は原則的に連結会社各社が個別に策定しておりますが、提出会社を中心となってグループ全体の調整を図っています。

なお、当連結会計年度末（平成19年9月30日）現在における重要な設備の新設、除却等の計画は、経常的な設備更新及びそれに伴う除売却を除きありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	60,000,000
計	60,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年12月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	29,916,833	29,916,833	東京証券取引所市場 第一部	—
計	29,916,833	29,916,833	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成8年11月20日 (注)	2,719,712	29,916,833	—	5,700	—	5,409

(注) 1株につき1.1株の割合をもって分割しております。

(5) 【所有者別状況】

平成19年9月30日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	45	23	159	103	1	12,936	13,267	—
所有株式数 （単元）	—	90,642	3,109	60,973	31,560	1	112,263	298,548	62,033
所有株式数の 割合（%）	—	30.4	1.0	20.4	10.6	0.0	37.6	100.0	—

（注） 1. 自己株式14,953株は「個人その他」に149単元及び「単元未満株式の状況」に53株含めて記載しております。

2. 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ31単元及び87株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 （千株）	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合（%）
財団法人飯塚毅育英会	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地	3,651	12.2
大同生命保険株式会社	大阪府大阪市西区江戸堀1丁目2番1号	2,958	9.9
TKC社員持株会	東京都新宿区揚場町2番1号	1,362	4.6
財団法人租税資料館	東京都中野区南台3丁目45番13号	1,246	4.2
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	1,190	4.0
飯塚真玄	栃木県宇都宮市	1,128	3.8
飯塚容晟	神奈川県鎌倉市	988	3.3
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	666	2.2
ニッセイ同和損害保険株式会社	大阪府大阪市北区西天満4丁目15番10号	598	2.0
日本興亜損害保険株式会社	東京都千代田区霞が関3丁目7番3号	598	2.0
計	—	14,389	48.1

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 20,400	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 29,834,400	298,344	—
単元未満株式	普通株式 62,033	—	—
発行済株式総数	29,916,833	—	—
総株主の議決権	—	298,344	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が3,100株 (議決権の数31個) 含まれております。

② 【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社TKC	東京都新宿区揚場町2番1号	14,900	—	14,900	0.05
株式会社TKC出版	東京都千代田区九段南4丁目8番8号	5,500	—	5,500	0.02
計	—	20,400	—	20,400	0.07

(8) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び第155条7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成19年11月14日)での決議状況 (取得期間 平成19年11月15日～平成20年10月10日)	2,000,000	4,500,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	—	—
残存授權株式の総数及び価額の総額	—	—
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	—	—
当期間における取得自己株式	227,900	453,708,400
提出日現在の未行使割合(%)	88.6	89.9

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	2,878	6,112,802
当期間における取得自己株式	210	428,565

(注) 当期間における取得自己株式数には、平成19年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (単元未満株式の売渡請求による売渡)	158	333,270	—	—
保有自己株式数	14,953	—	243,063	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成19年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式及び売渡請求による売渡株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社の配当政策は、株主の期待に応えるため、取締役会が決定した中期経営計画に基づき、每期適正な利益を持続的に確保しながら、同業者平均を超える配当を実現することを基本方針としております。また、情報通信技術（ICT）が急速に進歩するとともに、社会の諸制度が大きく変化していく中で、当社の顧客である会計事務所並びに地方公共団体への支援を強化し、これらのお客様のビジネスを成功に導きながら、市場における競争力を堅持していくためには、今後とも先行的な研究開発投資と積極的な設備投資を実施していくことが必要不可欠です。

従いまして、株主に対する配当につきましては、研究開発投資等の源泉としての自己資本の充実と長期的かつ安定的な配当原資とのバランスを念頭に置きながら、財政状態、経営成績及び配当性等を総合的に勘案して決定してきております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

そのような基本方針に基づき、配当性向につきましては、30%を目途としております。

当社は、取締役会の決議により、毎年3月31日を基準日として会社法第454条第5項に定める中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。この結果、年間配当性向は36.1%となりました。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成19年5月15日 取締役会決議	598	20
平成19年12月21日 定時株主総会決議	598	20

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第37期	第38期	第39期	第40期	第41期
決算年月	平成15年9月	平成16年9月	平成17年9月	平成18年9月	平成19年9月
最高(円)	1,658	2,035	2,095	2,635	2,295
最低(円)	1,220	1,389	1,481	1,980	1,870

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成19年4月	平成19年5月	平成19年6月	平成19年7月	平成19年8月	平成19年9月
最高(円)	2,105	2,115	2,240	2,295	2,085	2,075
最低(円)	2,025	2,015	2,040	2,020	1,960	1,955

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役社長		飯塚真玄	昭和18年2月5日生	昭和43年4月 当社入社 昭和46年12月 当社取締役 昭和52年12月 当社代表取締役専務 昭和58年12月 当社代表取締役社長（現任） 平成15年10月 (株)TKCマネジメントコンサルティング 代表取締役会長（現任）	(注) 4	1,128
代表取締役副社長		飯塚容晟	昭和21年7月17日生	昭和45年5月 当社入社 昭和49年12月 当社取締役 昭和58年12月 当社専務取締役 昭和59年12月 当社代表取締役専務 昭和60年2月 (株)TKCマネジメントコンサルティング 代表取締役社長 平成3年12月 当社代表取締役副社長（現任） 平成9年8月 テイケイシー金融保証(株)（現TKC金融保証(株)） 代表取締役副社長（現任）	(注) 4	988
取締役	専務執行役員 地方公共団体 事業部長	角 一幸	昭和23年9月28日生	昭和47年3月 当社入社 昭和54年4月 統括本部経理部長 平成元年5月 営業本部情報センター業務支援部長 平成2年9月 営業本部副本部長 平成2年12月 当社取締役 営業本部副本部長 平成3年4月 当社取締役 東海・北陸統括センター長 平成4年3月 当社取締役 営業本部副本部長 平成6年4月 当社取締役 社長室室長 平成7年3月 当社取締役 人事部部长 平成8年10月 当社取締役 人事部部长兼社長室内部監査部部长兼企業情報ネットワーク営業部部长 平成9年4月 当社取締役 地方公共団体事業部副部长 平成9年5月 当社常務取締役 地方公共団体事業部副部长 平成10年12月 当社常務取締役 地方公共団体事業部部长 平成13年7月 TKC保安サービス(株) 代表取締役社長（現任） 平成13年12月 当社専務取締役 地方公共団体事業部部长 平成17年1月 当社専務取締役 地方公共団体事業部部长兼営業企画部部长 平成18年6月 当社専務取締役 地方公共団体事業部部长 平成18年12月 当社取締役 専務執行役員 地方公共団体事業部部长（現任）	(注) 4	19

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	専務執行役員 税務研究所長	小林多美雄	昭和20年3月3日生	昭和43年4月 国税庁入庁 平成8年7月 熊本国税局長 平成9年8月 鉄道整備基金（現 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構）理事 平成12年8月 当社入社 税務研究所副所長 平成12年12月 当社常務取締役 税務研究所長 平成17年12月 当社専務取締役 税務研究所長 平成18年12月 当社取締役 専務執行役員 税務研究所長（現任）	(注) 4	6
取締役	常務執行役員 システム開発 研究所所長兼 税務情報シス テム開発セン ター長	櫻岡敏明	昭和28年11月27日生	昭和54年4月 当社入社 平成2年4月 社長室 ユーザ・インターフェイス管理部長 平成5年7月 システム開発研究所ユーザ・インターフェイス管理部長 平成6年1月 システム開発研究所ユーザ・インターフェイス設計本部長 平成8年12月 当社取締役 システム開発研究所ユーザ・インターフェイス設計本部長 平成9年4月 当社取締役 システム開発研究所副所長兼ユーザ・インターフェイス設計本部長 平成12年3月 当社取締役 システム開発研究所副所長兼税務情報システム開発センター長 平成14年12月 当社常務取締役 システム開発研究所副所長兼税務情報システム開発センター長 平成17年3月 当社常務取締役 システム開発研究所副所長兼会計事務所システム開発センター長 平成18年12月 当社取締役 常務執行役員 システム開発研究所副所長兼会計事務所システム開発センター長 平成19年10月 当社取締役 常務執行役員 システム開発研究所所長兼税務情報システム開発センター長（現任）	(注) 4	6
取締役	常務執行役員 経営管理本部 長	岩田 仁	昭和32年3月31日生	昭和55年4月 当社入社 平成2年3月 東京統合情報センター電算室長 平成8年6月 社長室情報企画室室長 平成9年8月 経営企画本部副本部長 平成11年5月 経営企画本部長 平成12年10月 総務本部副本部長 平成12年12月 当社取締役 総務本部長 平成16年9月 当社取締役 経営管理本部長 平成17年12月 当社常務取締役 経営管理本部長 平成18年12月 当社取締役 常務執行役員 経営管理本部長（現任）	(注) 4	3

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	常務執行役員 TKC全国会 事務局長	高田順三	昭和29年6月4日生	昭和53年4月 ㈱マン・ネン入社 昭和54年12月 当社入社 平成2年4月 人事部長 平成5年10月 TKC全国会事務部部长 平成14年12月 当社取締役 TKC全国会事務 部部长 平成16年12月 当社取締役 TKC全国会事務 部部长 平成17年12月 当社常務取締役 TKC全国会 事務部部长 平成18年12月 当社取締役 常務執行役員 T KC全国会事務部部长 (現任)	(注)4	3
取締役	執行役員 リーガルデー タベース営業 本部本部長	大友幸雄	昭和22年6月10日生	昭和46年4月 日本オリベッティ㈱入社 昭和54年8月 当社入社 平成4年6月 LEX/DB営業部部长 平成15年12月 当社取締役 LEX/DB営業 部部长 平成18年12月 当社取締役 執行役員 LEX/DB営業部部长 平成19年10月 当社取締役 執行役員 リーガルデータベース営業本部本 部長 (現任)	(注)4	2
取締役	執行役員 システム開発 研究所企業情 報システム開 発センター長	森木隆裕	昭和41年1月22日生	平成6年10月 監査法人テイケイエイ飯塚毅事 務所 (現 新日本監査法人) 入 所 平成10年4月 公認会計士登録 平成14年8月 新日本監査法人退職 平成14年12月 税理士登録 平成17年12月 当社取締役 平成17年12月 ㈱TKCマネジメントコンサル ティング 代表取締役社長 (現 任) 平成18年1月 当社取締役 システム開発研究 所企業情報システム開発セン ター長 平成18年12月 当社取締役 執行役員 システ ム開発研究所企業情報システム 開発センター長 (現任)	(注)4	0
取締役		栗飯原一雄	昭和12年11月20日生	昭和44年11月 税理士登録 昭和47年11月 税理士開業 平成14年8月 TKC金融保証㈱代表取締役会 長 (現任) 平成16年9月 税理士法人Taxジャパンちば 代表社員 (現任) 平成18年12月 当社取締役 (現任)	(注)4	6
監査役(常勤)		上出宣雄	昭和16年12月13日生	昭和35年4月 東京国税局入局 平成11年7月 日本橋税務署副署長 平成12年8月 税理士登録 平成12年9月 当社入社 税務研究所特別研究 員 平成15年12月 当社常勤監査役 (現任)	(注)5	—
監査役		飯島澄雄	昭和16年5月6日生	昭和41年4月 弁護士登録 昭和52年12月 当社監査役 (現任)	(注)5	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役		山口 宏	昭和29年11月7日生	平成元年4月 弁護士登録 平成15年1月 柴田・山口・高島法律事務所代表(現任) 平成15年12月 当社監査役 平成16年2月 当社監査役退任 平成17年12月 当社監査役(現任)	(注)5	—
計						2,164

- (注) 1. 代表取締役副社長飯塚容晟は、代表取締役社長飯塚真玄の実弟であります。
2. 取締役栗飯原一雄は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役飯島澄雄及び監査役山口宏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 平成18年12月22日開催の定時株主総会の終結の時から2年間。
5. 平成19年12月21日開催の定時株主総会の終結の時から4年間。

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループの中核をなす株式会社TKCは、昭和41年10月22日、会社定款第2条に次の2つの事業目的を掲げて設立されました。

1. 会計事務所の職域防衛と運命打開のため受託する計算センターの経営
2. 地方公共団体の行政効率向上のため受託する計算センターの経営

会社の事業目的は、その後業容の拡大に伴い追加されましたが、顧客を「会計事務所」と「地方公共団体」の2つに絞り、これらの顧客の事業を成功に導くためにICT（情報通信技術）の分野で専門特化するという経営方針は変えておらず、その結果として当社グループは、わが国の情報産業界において独自の地位を占めるに至っております。

このような顧客の絞り込みと一貫した経営戦略により、当社グループの売上高は、創業以来40年にわたって増収を続けており、経常利益は過去28年にわたって増益を続けています。

また、これをコンプライアンスの視点から見れば、当社グループ（印刷事業部門を除く）の顧客は、会計事務所事業部門においては税理士、公認会計士、税理士法人および監査法人であり、また、地方公共団体事業部門においては、県、市町村およびこれらに所属する公益法人等となっています。これらの顧客は、職業法（税理士法または公認会計士法）或いは行政法（地方自治法および地方公務員法等）により、その業務遂行において、他の職種よりも一層厳しいコンプライアンスが求められております。

そのため当社グループが設計・製造・販売するすべてのソフトウェア製品とサービスについては、顧客の業務に関連する法令への完全準拠性の確保を最優先事項としており、併せてそのような立場にある顧客から信頼を得るためにも、単体及びグループ経営におけるコンプライアンスを徹底することに鋭意努力しております。

そのような当社グループにおいて、コーポレート・ガバナンスとは、

1. 法令、定款および株主総会の決議を遵守し、会社の事業目的を達成するために、
2. 戦略的な中期経営計画の策定とより優れた人材の育成を基盤として、顧客の事業を成功に導くソフトウェア製品とサービスを開発・提供することにより、
3. 顧客から感謝と信頼、さらに願わくば尊敬までを戴けるように全力を尽くし、
4. その結果として立派な経営成績と財政状態を確保し、その成果を当社グループの本来の所有者である株主に還元することである。

と理解しております。

なお、このようなコーポレート・ガバナンスの過程を通して、意思決定と事業プロセスの透明性を高め、リスク管理の徹底、さらにはタイムリーな情報開示と説明責任の遂行により、企業価値の継続的な向上をめざしてまいります。

II コーポレート・ガバナンス体制について

1. コーポレート・ガバナンスに関連して、平成14年改正商法により「委員会等設置会社」という新たな選択肢が設けられましたが、当社では、法的にも機能強化された監査役により十分な監査機能が期待できること、及び会社業務に精通した社内取締役を中心に実務に即したスピード感のある経営が実現すること等の理由から、従来の「監査役設置会社」の形態を継続することといたしました。その上で、「経営の透明性の向上」と「説明責任の健全な遂行」及び「経営の監督と執行の役割分担の明確化」を目指した実効性の高いコーポレート・ガバナンスの仕組みを構築してまいり所存であります。

なお、平成19年9月末日現在、会社役員は取締役10名（うち社外取締役1名）、監査役3名（うち社外監査役2名）となっております。取締役会は、毎月10日の開催を原則とする定例会のほか必要に応じて開催され、毎回、監査役も出席し、主にコンプライアンス（遵法義務）及び取締役会における決議が法令等に違反する虞があるかどうかについて意見を述べるなど、取締役会の意思決定、決議に関する適法性、適正性、妥当性等を確保するための助言・提言を行っております。また監査役は、定期的に監査役会を開催し、取締役会の業務執行状況及び各取締役の業務執行について、その適法性及び有効性を検証しております。さらに、監査役は、会計監査人から中間期及び確定決算期の監査開始時に監査計画の説明を受け、監査実施期間中、適時、会計監査に係る監査の方法及び結果について報告を受け意見交換を行うとともに、監査完了時に監査結果の報告を受けております。

2. 内部統制の有効性及び実際の業務遂行状況については、監査役との連絡の下に内部監査部（4名）が全部門を対象として業務監査を計画的に実施しており、その監査結果は、社長に直接報告されております。被監査部門に対しては、監査結果に基づき、改善事項の指摘と指導を行い、監査後は改善の進捗状況を報告させることにより、実効性の

高い内部監査を実施しております。内部監査部は、社長直轄の部門として、法令、定款、社長方針書、就業規則等の社内諸規定に基づき、業務執行の正当性、コンプライアンスの視点から社内各部門の業務監査を行っております。監査役は、内部監査部から事業年度毎の内部監査計画の報告、上期及び下期の内部監査の方法及び結果について報告を受け、意見交換を行っております。

3. 重要な法務的課題及びコンプライアンスに係る事項については、顧問弁護士に相談し、必要な検討を実施しております。また、会計監査人とは、通常の会計監査に加えて、重要な会計的課題について随時相談・検討を実施しているほか、中間決算直後及び本決算直後においてディスカッションの機会を持っております。

4. 業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年5月9日（火曜日）開催の取締役会において決議された、会社法第362条第5項に基づく当社の「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制」に関する概要は、次のとおりであります。

[1] 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の構築に関する基本方針

(会社法第362条第4項第6号前段関連)

- ① 取締役は、法令及び定款並びに株主総会の決議（以下、「法令等」という。）を遵守すると共に、当社の定款第2条に定める事業目的が「会計事務所の職域防衛と運命打開のため受託する計算センターの経営」及び「地方公共団体の行政効率向上のため受託する計算センターの経営」にあることを常に念頭に置き、その実現のために職務を執行しなければならない。
- ② 取締役は、取締役会が定めた「取締役の職務権限と職務分掌に関する規定」に基づいて職務を執行すると共に、他の取締役と協力して会社業績の向上に努めなければならない。
- ③ 取締役は、自分の意思決定（部下からの提案に対する承認を含む。）が法令等に違反する虞があると判断したときは、遅滞なく法務担当取締役に相談し、その判断に従って違法行為の発生を事前に回避しなければならない。なお、それが重要な案件である場合は、法務担当取締役は遅滞なく代表取締役社長（以下、「社長」という。）及び常勤監査役並びに社外の顧問弁護士に報告し、その指導を受けると共に、その顛末を取締役に報告しなければならない。
- ④ 取締役は、他の取締役又は従業員の行為又は企画の内容が法令等に違反する虞があると判断した場合は、経営の共同責任者として、遅滞なく本人に対して警告を発しなければならない。なお、それが重要な案件である場合は、取締役は、遅滞なく社長に報告し、その指導を受けなければならない。
- ⑤ 取締役は、取締役会に出席する前に、次回の取締役会において審議、報告及び協議（以下、「審議等」という。）を予定する案件を確認し、会社法が定める取締役会の職務（第362条）及び取締役の権限（第363条）に関する規定、並びに当社の「取締役会規定」が定める審議事項の範囲から見て、案件に漏れがないことを確認しなければならない。なお、そのほかに審議等を行うべき案件がある場合は、遅滞なく取締役会担当取締役に申し出なければならない。
- ⑥ 取締役は、取締役会に出席し、審議等を行うすべての案件について、自らの良心と責任において自由に意見を述べ、かつ議決権を行使しなければならない。また、担当職務の執行状況の報告に際しては真実を述べると共に、予想される戦略リスク又はオペレーション・リスクについて率直に問題提起し、取締役会において事前にその対応策を検討する機会と時間を与えなければならない。
- ⑦ 取締役会における審議等の過程は、「取締役会の意思決定に関する情報管理規定」に基づき、すべて録音するものとし、録音結果は、説明に使用された資料及び取締役会議事録と共に、会社法第371条に規定する電磁的記録を用いて保存しなければならない。
- ⑧ 取締役は、株主総会に出席し、株主から自らの職務執行に関する質問を受け、かつ議長から回答の指示があった場合は、進んで誠実に回答しなければならない。
- ⑨ 取締役会の議長は、取締役会における審議において、出席監査役に対して、その決議が法令等に違反する虞があるかどうかについて意見を求めなければならない。また、監査役は取締役会の議事を聴取する過程で、法令等に違反する虞があると判断したときは、遅滞なく議長に対して警告を発しなければならない。
- ⑩ 取締役は、会社の最高幹部として、「TKC企業行動憲章2006」の理念の下に、会社の社会的責任を深く自覚すると共に、不断に人格及び識見の向上に努め、法令等及び社内諸規定をよく守り、慢心と公私混同を排除す

ると共に、事業目的の達成のために洞察力を発揮し、率先垂範することにより、その命に服する従業員から見て最も信頼に足るべき人物たるべく努力する義務を負う。

[2] 会社の業務の適正を確保するための体制の構築に関する基本方針

(会社法第362条第4項第6号後段関連)

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制の整備

(会社法施行規則第100条第1項第1号関連)

① 取締役の職務の執行に係る情報（以下、「取締役職務情報」という。）のうち、株主総会の議事に係る情報については、「株主総会の議事に関する情報管理規定」に基づいて保存及び管理を行う。

② 取締役職務情報のうち、取締役会での審議等に係る情報については、前記（[1] ⑦）のとおり「取締役会の意思決定に関する情報管理規定」に基づいて保存及び管理を行う。

③ 取締役職務情報のうち、官公署に提出した情報及び官公署から受領した情報、並びに法務に関連して社外に発信した情報及び社外から受領した情報は「法務に関する情報管理規定」に基づいて保存及び管理を行う。

④ 前3項以外の取締役職務情報は、次の3つに区分し、「取締役の日常業務に関する情報管理規定」に基づいて保存及び管理を行う。

1. 取締役が主催する会議（株主総会及び取締役会を除く。）のうち、当社の業績に重要な影響を与えることが予想される案件を審議した会議、又は特定の顧客、取引先、従業員の利害に直接関連する案件を審議した会議の議事録及び関連資料。

2. 取締役が「稟議規定」に基づき決裁した承認申請書及び関連資料。

3. その他取締役の職務の執行に関する重要な情報。

⑤ 前4項に係る取締役職務情報についてはデータベース化し、各情報の存否及びその内容を直ちに検索できる体制を構築するものとする。なお、必要に応じてデータベースの運用状況の検証及び規定等の見直しを行い、取締役会に報告する。

(2) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

(会社法施行規則第100条第1項第2号関連)

(2-1) 戦略リスクの管理に関する規定

① 戦略リスクは、事業機会に関連するリスクであり、経営上の戦略的意思決定に伴う不確実性に起因するものである。当社においては、その現状に鑑み、当分の間、戦略リスクを管理する目的を「事業機会の喪失を回避すること、並びに株主総会に提案する「取締役の人事」に関するものに限定するものとする。

② すべての取締役は、事業機会の喪失を回避するために、積極的な情報収集活動と飽くなき探求心をもって、顧客のビジネスの成功に貢献する事業機会を他に先駆けて捉え、その事業機会から最大の成果を引き出すために、優れた直観力を発揮し、タイムリーかつ全体最適な基本計画を立案して、その実行を社長に提案しなければならない。

③ 社長は、取締役（従業員を含む。）から前項の提案を受けたときは、その内容を以下の観点から評価し、実行すべしと判断したときは、その旨を取締役に報告し、取締役会において担当取締役（従業員を含む。）からその実行計画を発表せしめなければならない。

1. 当社の経営理念への準拠性

2. コンプライアンス

3. 期待される顧客のビジネスへの貢献度

4. 予想される顧客からの評価

5. 技術的な実行可能性

6. 必要となる資金とコスト

7. その他、業務提携先との信義則等

④ 株主総会において取締役の人事に関する提案を行う場合は、社長を委員長とし、常務取締役以上の取締役全員及び社外取締役を委員とする取締役指名委員会を臨時に編制し、本人の前2項に係る事跡及び過去の業績への貢献度並びに人格及び識見等を考慮して、取締役への昇格及び取締役の重任に関する提案を決定するものとする。

⑤ 常務取締役以上の役付取締役への昇格及び役付取締役の取締役への降格については、代表取締役社長が他の代表取締役と協議の上で決定し、取締役会の承認を得て確定するものとする。

(2-2) オペレーション・リスクの管理に関する規定

(2-2-1) 全部門で発生する可能性のあるオペレーション・リスクの管理に関する規定

① オペレーション・リスクは、事業活動の遂行に関連するリスクであり、適正かつ効率的な業務の遂行の不確実

性に起因するものである。また、そのリスクの種類は次の2つに分けて管理するものとする。

1. 全部門で発生する可能性のあるリスク（以下、「部門共通リスク」という。）
2. 特定部門で発生する可能性のあるリスク（以下、「特定部門リスク」という。）

なお、本項においては部門共通リスクの管理について規定する。

② 取締役会においてリスク管理担当取締役を選任し、その責任の下に、当社の全従業員を対象として、以下の部門共通リスクの洗い出しを行うものとする。

1. 緊急度の高いもの。
2. コンプライアンスに関するもの。
3. 当社の守秘義務に関するもの。
4. 資産の保全と会計に関するもの。
5. 業務の遂行に係る諸規定及びマニュアル等の整備に関するもの。
6. 職場環境と労務管理に関するもの。
7. その他必要と認めるもの。

③ 担当取締役は、前項の調査に基づき、いずれかの部門共通リスクについて、完全に排除できる対策があると判断したときは、遅滞なく社長に報告し、善後策を協議するものとする。

④ 担当取締役は、未解決のリスクについて分類整理し、これらに対応するための基本方針をまとめ、これを「オペレーション・リスクの発生防止に関する規定」（以下、本項において「規定」という。）として取締役会に提出し、その承認を受けるものとする。承認された規定は、社長方針書として全従業員に示達し、その周知徹底を図るものとする。

⑤ 担当取締役は、重要なリスクが顕在化したときは、直ちに規定に基づき、損害の拡大を防止しこれを最小限に止めるものとする。

⑥ 担当取締役は、前項の措置を完了してから1か月以内に、そのリスクの真因を確かめ、再発防止策を策定し、2か月以内に取締役会に報告し、規定の改訂を実施するものとする。

⑦ すべての部門長は、規定に基づき、毎日或いは定期的に、担当部門における規定の遵守状況を確認し、担当取締役に報告するものとする。

⑧ 担当取締役は、これまでに認識されなかった重要な部門共通リスクを発見した者及び顕在化したリスクに関して有効な再発防止策を提案した者に対しては、特別表彰金の支給を社長に申請するものとする。

(2-2-2) 特定部門で発生する可能性のあるオペレーション・リスクの管理に関する規定

① 特定部門リスクは、特定部門に固有なオペレーション・リスクを管理する必要がある場合及び全部門に共通するリスクではあるが、その管理には高度かつ専門的な知識を必要とする場合があり、これに係る部門が複数の場合は以下の委員会（新設するものを含む。）が、単独部門の場合は当該部門が担当するものとする。

1. システム開発研究所業務改善委員会
2. 自治体システム開発運用部門業務改善委員会
3. 統合情報センター業務改善委員会
4. SCGサービスセンター業務改善委員会
5. 自治体営業部門業務改善委員会
6. サプライ事業部業務改善委員会
7. 東京本社業務改善委員会
8. 人事給与制度改善委員会
9. リスク管理委員会
10. その他取締役会が新設すべきと決定した委員会

② 前項の委員会は、社長又は部門担当取締役の補佐機関とし、委員長は業務執行役員とし、委員は定員を定め、取締役会において決定するものとする。また、委員会の答申事項は担当取締役又は委員長が取締役会に出席して報告し、かつ必要な事項については取締役会の審議を求めることができるものとする。

③ 委員会及び特定の単独部門における特定部門リスクの管理は、2-2-1に定める部門共通リスクの管理に準じて行うものとする。なお、特定部門リスクの洗い出しに関しては、委員会が行い、その結果を取締役会に報告するものとする。

(2-2-3) ハザード・リスクその他の管理に関する規定

① 大規模な地震、水害、火災などの災害の発生、長期間にわたる停電、断水、通信回線の途絶等、会社に著しい

損害を及ぼす事態が発生した場合は、速やかに社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、顧客・従業員とその家族・株主・取引先等並びに外部報道機関との情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織して迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えるものとする。

② 法令等に抵触する虞のある事案が発生したときは、法務担当取締役の責任の下、経営管理本部を統括部署として、その対応を図るものとする。なお、法令遵守義務に係る重要事項については、法律顧問である社外の弁護士との間で協議を行うものとする。

(3) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第3号関連)

① 取締役会は、定例取締役会を原則として毎月10日に開催するほか、必要に応じて随時に開催する。また、計算書類の開示及び株主総会に関連して開催される取締役会は、6か月以上前に日時を予定して開催される。

② 毎期、年度末の取締役会においては、取締役会規定に基づいて、社長から当社の経営理念に照らして策定された次年度の「経営方針」及び次年度を開始年度とする向こう3か年の「中期経営計画」が提出され、その戦略的合理性について審議する。

③ 毎期、新年度の第2月に開催される取締役会においては、取締役会規定に基づいて、社長から新年度の全社並びに部門別の「目標損益計算書」及び「資金計画書」並びに取締役の「職務分掌表」及び「戦略目標」に係る案が提出され、その実行可能性について審議する。

④ 毎月の定例取締役会においては、前月末までの全社並びに部門別の「目標損益計算書」と「実績損益計算書」とが報告され、目標と実績との差異を分析し、年度目標の売上高と経常利益とを達成するための次の打ち手について協議する。

⑤ 社長は、日常の職務執行に際して、直属の部門担当取締役が企画する個別の案件について詳細に点検し、当年度の経営方針に照らして、その企画が最大の成果を生むように調整し、かつ取締役会で承認された範囲内で社長戦略予備費の支出を承認する。

⑥ 部門担当取締役は、日常の職務執行に際して、直属の業務執行役員及び管理職者が、当年度の経営方針と部門の戦略目標を正しく認識し、これを達成するためにPDCAを徹底するように指導し、常に部門全体の業績の進捗を確認しながら、年度目標の売上高と経常利益を達成するよう努力しなければならない。

⑦ 部門担当取締役は、担当する部門の経営において、冗費を節約し、業務の品質と生産性を向上させると共に、職場の整理整頓に努め、すべての従業員が安全かつ快適で、面白さとやりがいを感じられるような職場環境を実現するように、指導力を発揮しなければならない。

(4) 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第4号関連)

① 従業員による法令等の遵守を徹底するため、社長に直属する内部監査部において、監査役及び社外の顧問弁護士の指導に基づき、「コンプライアンス規定」及び「コンプライアンス・マニュアル」の原案を作成すると共に、その内容について取締役会の承認を得てのち、社長方針書としてすべての従業員に配布する。

② 内部監査部の企画に基づき、当社のすべての従業員に対して、前項の「コンプライアンス規定」及び「コンプライアンス・マニュアル」に関する教育研修を定期的実施し、その理解の徹底を図る。

③ 内部監査部が社内部門を内部監査するときは、必ず、被監査部門に所属する従業員の「コンプライアンス規定」の認知度及び「コンプライアンス・マニュアル」の運用状況を確認すると共に、その「内部監査結果報告書」を監査終了後1週間以内に社長に提出する。

④ 部門担当取締役は、「コンプライアンス規定」に従い、担当部門にコンプライアンス責任者を置き、部門の従業員に対して適時適切に「コンプライアンス・マニュアル」に関する教育研修を実施するものとする。

⑤ 顧客情報及び社外秘情報等の社外漏洩を防止するため、社内のパソコンから社外に発信する電子メールの電文及び添付ファイルのすべてについて、一定期間保存することを検討する。

⑥ 万一、当社の従業員が法令等に違反した場合に備えて、その事実及び関連情報を、内部監査部あるいは最初にその情報を認知した従業員等から、社長又は法務担当取締役に緊急通報する体制を構築する。

(5) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第5号関連)

① 当社は、四半期ごとに、子会社及び関連会社（以下、「子会社等」という。）のリスク情報の有無を監査するために、子会社等との間で、内部監査契約を締結すると共に、経営管理本部の長を責任者とするグループ監査室を設置する。

② グループ監査室は、子会社等に重大な損失の危険が発生したことを確認した場合は、直ちにその原因となったリスクの内容、予想される損失の程度及び当社に対する影響等について、社長及び経営管理本部並びに関係部門の長に報告される体制を構築する。

③ 当社と子会社等との間における不適切な取引（会社経費による個人的接待を含む。）又は会計処理を防止するため、グループ監査室は、定期的に子会社等の内部監査担当部門と十分な情報交換を行う。

④ 当社の子会社等については、取締役又は次長職以上の従業員を社外取締役として派遣し、当社の経営方針と要望事項を文書により子会社等の取締役会に伝えると共に、毎月、子会社等の社長から、最新の業績及び今後の業績の見通し並びにリスク管理に関する報告書の提出を求める。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

（会社法施行規則第100条第3項第1号関連）

① 監査役の職務を補助すべき部門として新たに監査役室を設置し、専任の従業員を1名以上配置することとする。

② 前項の具体的な内容については、監査役の意見を尊重し、人事担当取締役その他の関係者の意見も十分に考慮して決定する。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

（会社法施行規則第100条第3項第2号関連）

① 監査役の職務を補助すべき従業員の任命及び異動については、監査役会と協議する。

② 監査役室に勤務する従業員は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず、監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役の意見に従うものとする。

(8) 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

（会社法施行規則第100条第3項第3号関連）

① すべての取締役及び従業員は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を迅速に行う。

② 前項の報告及び情報提供の内容として、主なものは次のとおりとする。

1. 当社のリスク管理体制に係る部門の活動状況
2. 当社の子会社等の監査及び内部監査に係る活動状況
3. 当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
4. 当社単独及び連結ベースの最新業績及び業績見込の発表内容及び重要開示書類の内容
5. 社内稟議書及び監査役から要求された会議議事録の回付

③ 取締役及び従業員は、法令等に違反する事実、会社に著しい損害を与える虞のある事実を発見した時には、監査役に対して当該事実に関する事項を直ちに報告することとする。

④ 監査役は、すべての取締役会及び重要な会議に出席し、議長又は主催者の求めによらず、自由に意見を述べる事が期待される。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（会社法施行規則第100条第3項第4号関連）

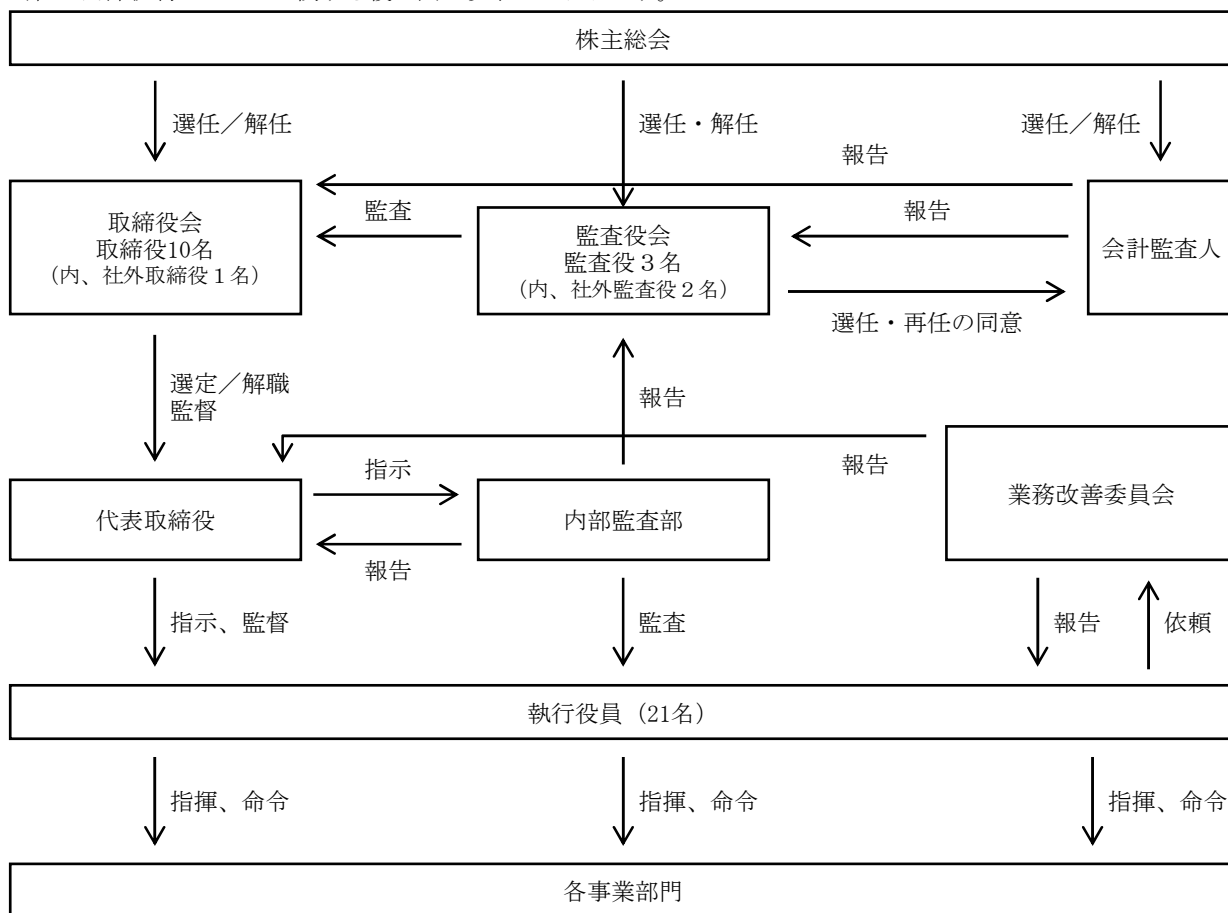
① 監査役は、内部監査部の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、これを修正又は変更すべきと判断したときは、社長に対してその旨を意見具申し、社長はこれを尊重しなければならない。

② 監査役は、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、社長に対して追加監査の実施及び業務改善策の策定等を意見具申し、社長はこれを尊重しなければならない。

③ 監査役は、会計監査人から事前に監査計画の説明を受け、中間期監査及び決算監査の都度、監査の方法並びに監査結果の報告を受けるものとする。

④ 当社の監査体制とリスク管理体制との調整を図ることにより、監査体制の実効性を高めることを目的として、経営管理本部担当取締役を責任者とし、同取締役及び各監査役が指名する次長職以上の管理職者及び内部監査部長を委員とする監査体制強化委員会を設置し、今後、当社が構築すべき監査体制に関する報告書を作成し、これを取締役会に提出することを期待する。

当社の内部統制システムに関する模式図は以下のとおりです。



Ⅲ. 役員報酬等について

当事業年度において、取締役及び監査役に支払った役員報酬の額は次のとおりです。

取締役を支払った役員報酬	262百万円	(うち社外取締役9百万円)
監査役を支払った役員報酬	33百万円	(うち社外監査役18百万円)
合計	296百万円	

Ⅳ. 会計監査の状況

1. 名称

①会計監査人

みすず監査法人 (平成19年6月30日退任)

②一時会計監査人

新日本監査法人 (平成19年7月1日就任)

会計監査人であるみすず監査法人が、平成19年7月31日をもって、業務を終了することになったことから、当社は、第41期(平成19年9月期)中間期の会計監査の終了(平成19年6月30日)をもって、みすず監査法人との間で締結した監査契約を解約いたしました。

これに伴い、当社の会計監査人が不在なることを回避するため、当社監査役会は、新日本監査法人を一時会計監査人に選任することを決議いたしました。

新日本監査法人による当社に対する監査業務は、適正かつ厳格に遂行されています。

なお、当社の監査業務を執行した公認会計士は以下のとおりであります。

1)みすず監査法人

公認会計士 原 一浩氏

公認会計士 善方正義氏

監査業務に係る補助者の人数

公認会計士 6名

会計士補 4名

その他 5名

2)新日本監査法人

公認会計士 原 一浩氏

公認会計士 善方正義氏

監査業務に係る補助者の人数

公認会計士 2名

会計士補 4名

その他 8名

2. 監査報酬の額

① 当事業年度に係る報酬等の額 23百万円

(注)当社と会計監査人・一時会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額とを区分しておらず、かつ実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。なお、報酬等の額の内訳は、会計監査人に対して10百万円、一時会計監査人に対して13百万円です。また、報酬等の額には消費税等は含まれておりません。

② 非監査業務の対価 15百万円

(注)当社は、会計監査人・一時会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である財務報告に係る内部統制に関するアドバイザリー業務等の対価(会計監査人：9百万円/一時会計監査人：5百万円)を支払っております。なお、対価の額には消費税等は含まれておりません。

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

① 当社は、取締役会が会計監査人の職務の執行に支障ある場合等その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の目的とすることとします。

② 当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任する方針です。この場合、解任後最初に招集される株主総会におきまして、監査役会が選定した監査役から、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告する方針です。

4. 会計監査人の業務停止処分に関する事項

当社の会計監査人でありました中央青山監査法人（現みずす監査法人）は、金融庁から、業務の一時停止2か月（平成18年7月1日から平成18年8月31日まで）の行政処分を受けたため、平成18年7月1日をもって、当社の会計監査人としての資格を喪失し、退任いたしました。

V. 社外役員に関する事項

1. 会社と会社の社外取締役及び社外監査役との人的関係、資金的関係または取引関係その他利害関係の概要

社外取締役である栗飯原一雄氏は当社の株式6千株を保有しておりますが、それ以外に同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。また、社外監査役である飯島澄雄及び山口宏の両氏と当社との間に特別な利害関係はありません。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の定めにより、社外取締役及び社外監査役との間で、社外取締役及び社外監査役の同法第423条第1項に定める責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結しております。

VI. その他

1. 取締役の定数

当社の取締役は12名以内とする旨定款に定めております。

2. 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

また、解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

3. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が職務の遂行にあたり責任を合理的な範囲にとどめるため、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役及び監査役の賠償責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。

4. 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年3月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

5. 自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、資本効率の向上や株主利益の向上などの資本政策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

6. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会における特別決議を機動的に行うことを目的とするものであります。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度（平成17年10月1日から平成18年9月30日まで）は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度（平成18年10月1日から平成19年9月30日まで）は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成17年10月1日から平成18年9月30日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成18年10月1日から平成19年9月30日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前連結会計年度（平成17年10月1日から平成18年9月30日まで）の連結財務諸表及び前事業年度（平成17年10月1日から平成18年9月30日まで）の財務諸表については、みずず監査法人により監査を受け、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当連結会計年度（平成18年10月1日から平成19年9月30日まで）の連結財務諸表及び当事業年度（平成18年10月1日から平成19年9月30日まで）の財務諸表については、新日本監査法人により監査を受けております。

なお、当社の監査人は次のとおり交代しております。

前連結会計年度及び前事業年度	みずず監査法人
当連結会計年度及び当事業年度	新日本監査法人

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成18年9月30日現在)		当連結会計年度 (平成19年9月30日現在)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
I 流動資産					
1. 現金及び預金		27,221		30,203	
2. 受取手形及び売掛金	※4	7,747		9,086	
3. たな卸資産		518		561	
4. 繰延税金資産		1,981		1,924	
5. その他		392		447	
6. 貸倒引当金		△31		△26	
流動資産合計		37,830	57.4	42,197	61.1
II 固定資産					
1. 有形固定資産	※1				
(1) 建物及び構築物	※2	6,385		6,058	
(2) 機械装置及び運搬具		737		883	
(3) 器具及び備品		1,170		1,065	
(4) 土地	※2	6,188		6,117	
有形固定資産合計		14,481	22.0	14,123	20.4
2. 無形固定資産					
(1) ソフトウェア		1,461		884	
(2) ソフトウェア仮勘定		45		79	
(3) その他		171		96	
無形固定資産合計		1,678	2.5	1,061	1.5
3. 投資その他の資産					
(1) 投資有価証券	※3	8,680		7,413	
(2) 長期貸付金		2		0	
(3) 繰延税金資産		159		1,178	
(4) 差入保証金		1,351		1,329	
(5) その他		1,710		1,800	
(6) 貸倒引当金		△5		△5	
投資その他の資産合計		11,900	18.1	11,716	17.0
固定資産合計		28,060	42.6	26,901	38.9
資産合計		65,890	100.0	69,099	100.0

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成18年9月30日現在)		当連結会計年度 (平成19年9月30日現在)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
I 流動負債					
1. 支払手形及び買掛金		5,027		5,790	
2. 短期借入金	※2	158		105	
3. 未払金		2,173		2,594	
4. 未払法人税等		1,601		1,877	
5. 未払消費税等		299		195	
6. 賞与引当金		2,390		2,561	
7. その他		532		579	
流動負債合計		12,182	18.5	13,704	19.8
II 固定負債					
1. 長期借入金	※2	87		30	
2. 繰延税金負債		23		—	
3. 退職給付引当金		2,681		2,669	
4. 役員退職慰労引当金		809		864	
5. その他		56		223	
固定負債合計		3,658	5.6	3,786	5.5
負債合計		15,840	24.0	17,490	25.3
(純資産の部)					
I 株主資本					
1. 資本金		5,700	8.7	5,700	8.2
2. 資本剰余金		5,409	8.2	5,409	7.8
3. 利益剰余金		35,321	53.6	37,543	54.3
4. 自己株式		△24	△0.0	△30	△0.0
株主資本合計		46,406	70.4	48,622	70.4
II 評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金		2,524	3.8	1,809	2.6
評価・換算差額等合計		2,524	3.8	1,809	2.6
III 少数株主持分		1,118	1.7	1,176	1.7
純資産合計		50,049	76.0	51,608	74.7
負債純資産合計		65,890	100.0	69,099	100.0

②【連結損益計算書】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)		当連結会計年度 (自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日)		
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	
I 売上高			53,879	100.0	54,157	100.0
II 売上原価			22,990	42.7	22,183	41.0
売上総利益			30,889	57.3	31,973	59.0
III 販売費及び一般管理費	※1,2		24,887	46.2	25,597	47.3
営業利益			6,001	11.1	6,376	11.8
IV 営業外収益						
1. 受取利息		23			61	
2. 受取配当金		59			65	
3. 地代家賃収入		31			33	
4. その他		16	131	0.2	23	183
V 営業外費用						
1. 支払利息		6			6	
2. 賃借ビル解約補修費		0			7	
3. 持分法による投資損失		25			3	
4. その他		1	33	0.1	0	18
経常利益			6,099	11.3	6,541	12.1
VI 特別利益						
1. 固定資産売却益	※3	2			—	
2. 投資有価証券売却益		—			63	
3. ゴルフ会員権売却益		—			1	
4. 貸倒引当金戻入益		—	2	0.0	1	66
VII 特別損失						
1. 固定資産売却損	※4	0			0	
2. 固定資産除却損	※5	35			19	
3. 減損損失	※6	—			142	
4. 投資有価証券評価損	※7	216	252	0.5	68	230
税金等調整前当期純利益			5,849	10.9	6,377	11.8
法人税、住民税及び事業税		3,058			3,370	
法人税等調整額		△551	2,506	4.7	△478	2,892
少数株主利益			21	0.0		66
当期純利益			3,321	6.2	3,418	6.3

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日）

	株主資本					評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金	少数株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計			
平成17年9月30日残高 (百万円)	5,700	5,409	33,243	△18	44,333	1,757	1,111	47,203
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当(注)			△598		△598			△598
剰余金の配当			△598		△598			△598
役員賞与(注)			△46		△46			△46
当期純利益			3,321		3,321			3,321
自己株式の取得				△6	△6			△6
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)						767	6	773
連結会計年度中の変動額合計(百万円)	—	—	2,078	△6	2,072	767	6	2,846
平成18年9月30日残高 (百万円)	5,700	5,409	35,321	△24	46,406	2,524	1,118	50,049

(注) 平成17年12月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当連結会計年度（自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日）

	株主資本					評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金	少数株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計			
平成18年9月30日残高 (百万円)	5,700	5,409	35,321	△24	46,406	2,524	1,118	50,049
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当			△1,196		△1,196			△1,196
当期純利益			3,418		3,418			3,418
自己株式の処分		0		0	0			0
自己株式の取得				△6	△6			△6
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)						△715	58	△657
連結会計年度中の変動額合計(百万円)	—	0	2,221	△5	2,216	△715	58	1,558
平成19年9月30日残高 (百万円)	5,700	5,409	37,543	△30	48,622	1,809	1,176	51,608

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

		前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期純利益		5,849	6,377
減価償却費		2,256	2,096
貸倒引当金の増加額 (△減少額)		△1	△5
賞与引当金の増加額 (△減少額)		△43	171
退職給付引当金の増加額 (△減少額)		147	△12
役員退職慰労引当金の増加額 (△減少額)		12	54
受取利息及び受取配当金		△83	△127
支払利息		6	6
持分法による投資損失		25	3
固定資産売却益		△2	—
固定資産売却損		0	0
固定資産除却損		35	19
投資有価証券売却益		—	△63
投資有価証券評価損		216	68
減損損失		—	142
ゴルフ会員権売却益		—	△1
その他損益		△0	—
売上債権の減少額 (△増加額)		735	△1,339
たな卸資産の減少額 (△増加額)		142	△42
その他資産の減少額 (△増加額)		58	△64
仕入債務の増加額 (△減少額)		△650	746
その他負債の増加額 (△減少額)		296	540
未払消費税等の増加額 (△減少額)		△7	△103
役員賞与の支払額		△46	—
少数株主に負担させた役員賞与の支払額		△6	—
小計		8,941	8,467
利息及び配当金の受取額		88	127
利息の支払額		△5	△7
法人税等の支払額		△2,965	△3,091
営業活動によるキャッシュ・フロー		6,058	5,495

		前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
定期預金の預入による支出		—	△3,400
有形固定資産の取得による支出		△538	△676
有形固定資産の売却による収入		7	0
無形固定資産の取得による支出		△825	△481
投資有価証券の取得による支出		△3	△567
投資有価証券の売却による収入		—	596
無体財産権の売却による収入		16	—
差入保証金の契約による支出		△22	△31
差入保証金の解約による収入		29	53
貸付による支出		—	△50
貸付金の回収による収入		7	52
ゴルフ会員権の売却による収入		—	3
その他の投資の取得による支出		△1,009	△100
その他の投資の売却による収入		0	0
投資活動によるキャッシュ・フロー		△2,339	△4,599
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
長期借入金の返済による支出		△110	△110
自己株式の売却による収入		—	0
自己株式の取得による支出		△6	△6
配当金の支払額		△1,192	△1,192
少数株主への配当金の支払額		△6	△4
財務活動によるキャッシュ・フロー		△1,315	△1,314
IV 現金及び現金同等物の増加額 (△減少額)		2,402	△418
V 現金及び現金同等物の期首残高		24,818	27,221
VI 現金及び現金同等物の期末残高	※1	27,221	26,803

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>連結子会社（3社）</p> <p>東京ラインプリンタ印刷株式会社 TKC保安サービス株式会社 株式会社TKCマネジメントコンサル ティング</p> <p>なお、子会社は全て連結の範囲に含めております。</p>	同左
2. 持分法の適用に関する事項	<p>持分法適用関連会社（3社）</p> <p>株式会社TKC出版 株式会社スカイコム 株式会社アイタックシステムズ</p> <p>関連会社に対する投資は全て持分法を適用しております。</p> <p>なお、株式会社スカイコム及び株式会社アイタックシステムズは、決算日が3月末日であり連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行っております。</p>	同左
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項	<p>連結子会社の決算日は、すべて連結決算日と一致しております。</p>	同左
4. 会計処理基準に関する事項	<p>(1)重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>①有価証券</p> <p>1)その他有価証券</p> <p>a. 時価のあるもの</p> <p>期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）</p> <p>b. 時価のないもの</p> <p>移動平均法による原価法</p> <p>②たな卸資産</p> <p>1)商品・材料</p> <p>先入先出法による原価法</p> <p>2)製品</p> <p>進捗度を加味した売価還元法による原価法</p> <p>3)仕掛品</p> <p>進捗度を加味した売価還元法又は個別法による原価法</p> <p>4)貯蔵品</p> <p>最終仕入原価法による原価法</p>	<p>(1)重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>①有価証券</p> <p>1)その他有価証券</p> <p>a. 時価のあるもの</p> <p>同左</p> <p>b. 時価のないもの</p> <p>同左</p> <p>②たな卸資産</p> <p>1)商品・材料</p> <p>同左</p> <p>2)製品</p> <p>同左</p> <p>3)仕掛品</p> <p>同左</p> <p>4)貯蔵品</p> <p>同左</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日)
	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産 定率法を採用しております。 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。 主な耐用年数は次のとおりです。 建物及び構築物 10年～50年 機械装置及び運搬具 5年～10年 器具及び備品 2年～20年</p> <p>②無形固定資産 1) ソフトウェア a. 市場販売目的のソフトウェア 将来の見込販売数量による償却額と残存有効期間（3年以内）による均等配分額とを比較し、いずれか大きい額をもって償却しております。 b. 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間を5年とする定額法を採用しております。</p> <p>2) その他 定額法を採用しております。</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>①貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>②賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。</p> <p>③退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 数理計算上の差異は、その発生連結会計年度の費用として処理しております。</p> <p>④役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。</p>	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産 同左</p> <p>②無形固定資産 1) ソフトウェア a. 市場販売目的のソフトウェア 同左 b. 自社利用のソフトウェア 同左</p> <p>2) その他 同左</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>①貸倒引当金 同左</p> <p>②賞与引当金 同左</p> <p>③退職給付引当金 同左</p> <p>④役員退職慰労引当金 同左</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日)
	<p>(4) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 ① 消費税及び地方消費税の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。 ② _____</p>	<p>(4) 重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 ① 消費税及び地方消費税の会計処理 同左 ② 連結納税制度の適用 当連結会計年度から連結納税制度を適用しております。</p>
5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。	同左
6. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)の範囲は、</p> <p>① 手許現金 ② 随時引き出し可能な預金 ③ 容易に換金可能であり、かつ、価値変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	同左

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日)</p>
<p>(役員賞与に関する会計基準) 役員賞与は、従来、利益処分による利益剰余金の減少として処理しておりましたが、当連結会計年度から「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)に基づき、発生時に費用処理しております。これにより、従来の方法によった場合と比較して、営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益はそれぞれ42百万円減少しております。また、セグメント情報に与える影響については、当該箇所に記載しております。</p> <p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を適用しております。 なお、従来基準に従った資本の部の合計に相当する金額は48,931百万円であります。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p> <p>(固定資産の減価償却方法の変更) 当連結会計年度より、平成19年度の法人税法改正(「所得税法等の一部を改正する法律」平成19年3月30日法律第6号)及び(「法人税法施行令の一部を改正する政令」平成19年3月30日政令第83号)に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。なお、この変更に伴う損益への影響については軽微であります。</p>

注記事項

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成18年9月30日現在)	当連結会計年度 (平成19年9月30日現在)
※1. 有形固定資産の減価償却累計額 14,181百万円	※1. 有形固定資産の減価償却累計額 15,031百万円
※2. 担保に供している資産	※2. 担保に供している資産
建物及び構築物 205百万円	建物及び構築物 186百万円
土地 145百万円	土地 145百万円
計 350百万円	計 331百万円
上記資産は、長期・短期借入金238百万円の担保に供しております。	上記資産は、長期・短期借入金127百万円の担保に供しております。
※3. 関連会社株式 182百万円	※3. 関連会社に対するものは次のとおりであります。 投資有価証券(株式) 222百万円
※4. 連結会計年度末日満期手形の処理 連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当連結会計年度末日が金融機関の休業日であったため、次のとおり連結会計年度末日満期手形が当連結会計年度末残高に含まれております。	※4. 連結会計年度末日満期手形の処理 連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当連結会計年度末日が金融機関の休業日であったため、次のとおり連結会計年度末日満期手形が当連結会計年度末残高に含まれております。
受取手形 17百万円	受取手形 21百万円

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日)
※1. 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は、次のとおりであります。	※1. 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は、次のとおりであります。
給与 7,333百万円	給与 7,459百万円
賞与引当金繰入額 1,920百万円	賞与引当金繰入額 1,980百万円
退職給付費用 377百万円	退職給付費用 277百万円
減価償却費 522百万円	減価償却費 511百万円
賃借料 2,150百万円	賃借料 2,104百万円
研究開発費 396百万円	研究開発費 602百万円
※2. 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、396百万円であります。	※2. 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、602百万円であります。
※3. 固定資産売却益は、機械装置及び運搬具の売却によるものであります。	※3. _____

前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日)																																
<p>※4. 固定資産売却損は、機械装置及び運搬具の売却によるものであります。</p> <p>※5. 固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物及び構築物</td> <td style="text-align: right;">9百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">機械装置及び運搬具</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">22百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">2百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px; border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">35百万円</td> </tr> </table> <p>※6. _____</p> <p>※7. 投資有価証券評価損は、その他有価証券の株式の一部銘柄について、減損処理を適用したことによるものであります。</p>	建物及び構築物	9百万円	機械装置及び運搬具	0百万円	器具及び備品	22百万円	その他	2百万円	計	35百万円	<p>※4. 同左</p> <p>※5. 固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物及び構築物</td> <td style="text-align: right;">11百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">機械装置及び運搬具</td> <td style="text-align: right;">1百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">4百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">1百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px; border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">19百万円</td> </tr> </table> <p>※6. 減損損失 当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">場所</th> <th style="width: 25%;">用途</th> <th style="width: 25%;">種類</th> <th style="width: 25%;">金額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮城県大崎市</td> <td>遊休 資産</td> <td>土地</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>東京都新宿区 他</td> <td>遊休 資産</td> <td>電話 加入権</td> <td>62</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社グループは、原則として、事業用資産については、管理会計単位を基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。</p> <p>当連結会計年度において、事業の用に供していない遊休資産につき、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（142百万円）として特別損失に計上しております。</p> <p>なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、土地については固定資産税評価額等に基づき、電話加入権については処分見込価額に基づき評価しております。</p> <p>※7. 同左</p>	建物及び構築物	11百万円	機械装置及び運搬具	1百万円	器具及び備品	4百万円	その他	1百万円	計	19百万円	場所	用途	種類	金額 (百万円)	宮城県大崎市	遊休 資産	土地	80	東京都新宿区 他	遊休 資産	電話 加入権	62
建物及び構築物	9百万円																																
機械装置及び運搬具	0百万円																																
器具及び備品	22百万円																																
その他	2百万円																																
計	35百万円																																
建物及び構築物	11百万円																																
機械装置及び運搬具	1百万円																																
器具及び備品	4百万円																																
その他	1百万円																																
計	19百万円																																
場所	用途	種類	金額 (百万円)																														
宮城県大崎市	遊休 資産	土地	80																														
東京都新宿区 他	遊休 資産	電話 加入権	62																														

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成17年10月1日 至平成18年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	29,916	—	—	29,916
合計	29,916	—	—	29,916
自己株式				
普通株式(注)	11	2	—	13
合計	11	2	—	13

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加2千株は、主に単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 配当金に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成17年12月16日 定時株主総会	普通株式	598	20	平成17年9月30日	平成17年12月16日
平成18年5月19日 取締役会	普通株式	598	20	平成18年3月31日	平成18年6月21日

(注) 平成17年12月16日定時株主総会決議及び平成18年5月19日取締役会決議における1株当たり配当額には、それぞれ創業40周年記念配当5円を含んでおります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年12月22日 定時株主総会	普通株式	598	利益剰余金	20	平成18年9月30日	平成18年12月25日

(注) 1株当たり配当額には、創業40周年記念配当5円を含んでおります。

当連結会計年度（自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数（千株）	当連結会計年度 増加株式数（千株）	当連結会計年度 減少株式数（千株）	当連結会計年度末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	29,916	—	—	29,916
合計	29,916	—	—	29,916
自己株式				
普通株式（注）	13	2	0	16
合計	13	2	0	16

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加2千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。
普通株式の自己株式の株式数の減少0千株は、単元未満株式の買増請求によるものであります。

2. 配当金に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成18年12月22日 定時株主総会	普通株式	598	20	平成18年9月30日	平成18年12月25日
平成19年5月15日 取締役会	普通株式	598	20	平成19年3月31日	平成19年6月25日

（注）平成18年12月22日定時株主総会決議における1株当たり配当額には、創業40周年記念配当5円を含んでおりません。

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成19年12月21日 定時株主総会	普通株式	598	利益剰余金	20	平成19年9月30日	平成19年12月25日

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

前連結会計年度 （自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日）	当連結会計年度 （自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日）
※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 （平成18年9月30日現在）	※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 （平成19年9月30日現在）
現金及び預金勘定 27,221百万円	現金及び預金勘定 30,203百万円
預入期間が3か月を超える定期預金 —	預入期間が3か月を超える定期預金 3,400百万円
現金及び現金同等物 27,221百万円	現金及び現金同等物 26,803百万円

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日)																																																																				
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td style="text-align: center;">241</td> <td style="text-align: center;">151</td> <td style="text-align: center;">90</td> </tr> <tr> <td>器具及び備品</td> <td style="text-align: center;">1,828</td> <td style="text-align: center;">1,276</td> <td style="text-align: center;">551</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">2,069</td> <td style="text-align: center;">1,427</td> <td style="text-align: center;">641</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">883百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">907百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">1,791百万円</td> </tr> </table> <p>(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">480百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">440百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">31百万円</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>(貸主側)</p> <p>未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">487百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">629百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">1,116百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 上記はすべて転貸リース取引に係る貸主側の未経過リース料期末残高相当額であります。 なお、当該転貸リース取引は同一の条件で第三者にリースしており、同額の残高が上記の借主側の未経過リース料期末残高相当額に含まれております。</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	機械装置及び運搬具	241	151	90	器具及び備品	1,828	1,276	551	合計	2,069	1,427	641	1年内	883百万円	1年超	907百万円	合計	1,791百万円	支払リース料	480百万円	減価償却費相当額	440百万円	支払利息相当額	31百万円	1年内	487百万円	1年超	629百万円	合計	1,116百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td style="text-align: center;">123</td> <td style="text-align: center;">76</td> <td style="text-align: center;">47</td> </tr> <tr> <td>器具及び備品</td> <td style="text-align: center;">1,200</td> <td style="text-align: center;">954</td> <td style="text-align: center;">245</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">1,324</td> <td style="text-align: center;">1,030</td> <td style="text-align: center;">293</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">533百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">530百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">1,064百万円</td> </tr> </table> <p>(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">417百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">383百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">18百万円</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>(5) 利息相当額の算定方法 同左</p> <p>(貸主側)</p> <p>未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">307百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">447百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">754百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 同左</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	機械装置及び運搬具	123	76	47	器具及び備品	1,200	954	245	合計	1,324	1,030	293	1年内	533百万円	1年超	530百万円	合計	1,064百万円	支払リース料	417百万円	減価償却費相当額	383百万円	支払利息相当額	18百万円	1年内	307百万円	1年超	447百万円	合計	754百万円
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																																		
機械装置及び運搬具	241	151	90																																																																		
器具及び備品	1,828	1,276	551																																																																		
合計	2,069	1,427	641																																																																		
1年内	883百万円																																																																				
1年超	907百万円																																																																				
合計	1,791百万円																																																																				
支払リース料	480百万円																																																																				
減価償却費相当額	440百万円																																																																				
支払利息相当額	31百万円																																																																				
1年内	487百万円																																																																				
1年超	629百万円																																																																				
合計	1,116百万円																																																																				
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																																		
機械装置及び運搬具	123	76	47																																																																		
器具及び備品	1,200	954	245																																																																		
合計	1,324	1,030	293																																																																		
1年内	533百万円																																																																				
1年超	530百万円																																																																				
合計	1,064百万円																																																																				
支払リース料	417百万円																																																																				
減価償却費相当額	383百万円																																																																				
支払利息相当額	18百万円																																																																				
1年内	307百万円																																																																				
1年超	447百万円																																																																				
合計	754百万円																																																																				

前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日)
2. オペレーティング・リース取引	2. オペレーティング・リース取引
未経過リース料	未経過リース料
1年内 41百万円	1年内 46百万円
1年超 66百万円	1年超 70百万円
合計 107百万円	合計 116百万円

(有価証券関係)

前連結会計年度 (平成18年9月30日現在)

有価証券

1 その他有価証券で時価のあるもの

種類	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
株式	2,437	6,665	4,227
債券			
社債	500	501	1
その他	167	186	19
小計	3,104	7,352	4,248
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
株式	—	—	—
小計	—	—	—
合計	3,104	7,352	4,248

2 時価のない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額

種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券	
非上場株式	1,115
非上場債券	30

(注) 当連結会計年度において、その他有価証券で時価のない株式の一部銘柄について、216百万円減損処理を行っております。

当連結会計年度（平成19年9月30日現在）

有価証券

1 その他有価証券で時価のあるもの

種類	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	2,333	5,346	3,013
その他	445	468	22
小計	2,778	5,815	3,036
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	71	60	△11
その他	218	217	△1
小計	290	277	△12
合計	3,069	6,092	3,023

2 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日）

売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
96	63	—

3 時価のない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額

種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券	
非上場株式	1,067
非上場債券	30

(注) 当連結会計年度において、その他有価証券で時価のない株式の一部銘柄について、68百万円減損処理を行っております。

4 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
非上場債券				
社債	—	30	—	—
合計	—	30	—	—

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)及び当連結会計年度(自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日)

当社グループ(当社及び連結子会社)は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので該当事項はありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度 (平成18年9月30日現在)	当連結会計年度 (平成19年9月30日現在)																																
<p>1. 採用している退職給付制度の概要</p> <p>提出会社および連結子会社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度および厚生年金基金制度を設けております。</p> <p>当連結会計年度末現在、提出会社および連結子会社3社が退職一時金制度を有しております。また提出会社は、総合設立型基金である全国情報サービス産業厚生年金基金に加入しております。さらに、提出会社および連結子会社2社が確定拠出年金制度を有しております。</p>	<p>1. 採用している退職給付制度の概要</p> <p>同左</p>																																
<p>2. 退職給付債務に関する事項 (平成18年9月30日現在)</p> <table><tr><td>イ. 退職給付債務</td><td>△2,681百万円</td></tr><tr><td>ロ. 年金資産(注)</td><td>－百万円</td></tr><tr><td>ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)</td><td>△2,681百万円</td></tr><tr><td>ニ. 未認識数理計算上の差異</td><td>－百万円</td></tr><tr><td>ホ. 未認識過去勤務債務</td><td>－百万円</td></tr><tr><td>ヘ. 連結貸借対照表計上額純額 (ハ+ニ+ホ)</td><td>△2,681百万円</td></tr><tr><td>ト. 前払年金費用</td><td>－百万円</td></tr><tr><td>チ. 退職給付引当金(ヘ-ト)</td><td>△2,681百万円</td></tr></table> <p>(注) 総合設立型基金である全国情報サービス産業厚生年金基金については、提出会社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、退職給付引当金の計算に含めておりません。</p> <p>なお、掛金拠出割合により計算した年金資産の額(平成18年9月30日現在)は5,215百万円となっております。</p>	イ. 退職給付債務	△2,681百万円	ロ. 年金資産(注)	－百万円	ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)	△2,681百万円	ニ. 未認識数理計算上の差異	－百万円	ホ. 未認識過去勤務債務	－百万円	ヘ. 連結貸借対照表計上額純額 (ハ+ニ+ホ)	△2,681百万円	ト. 前払年金費用	－百万円	チ. 退職給付引当金(ヘ-ト)	△2,681百万円	<p>2. 退職給付債務に関する事項 (平成19年9月30日現在)</p> <table><tr><td>イ. 退職給付債務</td><td>△2,669百万円</td></tr><tr><td>ロ. 年金資産(注)</td><td>－百万円</td></tr><tr><td>ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)</td><td>△2,669百万円</td></tr><tr><td>ニ. 未認識数理計算上の差異</td><td>－百万円</td></tr><tr><td>ホ. 未認識過去勤務債務</td><td>－百万円</td></tr><tr><td>ヘ. 連結貸借対照表計上額純額 (ハ+ニ+ホ)</td><td>△2,669百万円</td></tr><tr><td>ト. 前払年金費用</td><td>－百万円</td></tr><tr><td>チ. 退職給付引当金(ヘ-ト)</td><td>△2,669百万円</td></tr></table> <p>(注) 総合設立型基金である全国情報サービス産業厚生年金基金については、提出会社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、退職給付引当金の計算に含めておりません。</p> <p>なお、掛金拠出割合により計算した年金資産の額(平成19年3月31日現在)は5,567百万円となっております。</p>	イ. 退職給付債務	△2,669百万円	ロ. 年金資産(注)	－百万円	ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)	△2,669百万円	ニ. 未認識数理計算上の差異	－百万円	ホ. 未認識過去勤務債務	－百万円	ヘ. 連結貸借対照表計上額純額 (ハ+ニ+ホ)	△2,669百万円	ト. 前払年金費用	－百万円	チ. 退職給付引当金(ヘ-ト)	△2,669百万円
イ. 退職給付債務	△2,681百万円																																
ロ. 年金資産(注)	－百万円																																
ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)	△2,681百万円																																
ニ. 未認識数理計算上の差異	－百万円																																
ホ. 未認識過去勤務債務	－百万円																																
ヘ. 連結貸借対照表計上額純額 (ハ+ニ+ホ)	△2,681百万円																																
ト. 前払年金費用	－百万円																																
チ. 退職給付引当金(ヘ-ト)	△2,681百万円																																
イ. 退職給付債務	△2,669百万円																																
ロ. 年金資産(注)	－百万円																																
ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)	△2,669百万円																																
ニ. 未認識数理計算上の差異	－百万円																																
ホ. 未認識過去勤務債務	－百万円																																
ヘ. 連結貸借対照表計上額純額 (ハ+ニ+ホ)	△2,669百万円																																
ト. 前払年金費用	－百万円																																
チ. 退職給付引当金(ヘ-ト)	△2,669百万円																																

前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日)																																																								
<p>3. 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">イ. 勤務費用</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">268百万円</td> </tr> <tr> <td>ロ. 利息費用</td> <td style="text-align: right;">38百万円</td> </tr> <tr> <td>ハ. 期待運用収益</td> <td style="text-align: right;">-百万円</td> </tr> <tr> <td>ニ. 数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">△25百万円</td> </tr> <tr> <td>ホ. 過去勤務債務の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">-百万円</td> </tr> <tr> <td>ヘ. 確定拠出年金制度への掛金要支払額</td> <td style="text-align: right;">169百万円</td> </tr> <tr> <td>ト. 確定拠出年金制度への移行に伴う損益</td> <td style="text-align: right;">-百万円</td> </tr> <tr> <td>チ. 退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">449百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ+ト)</td> </tr> </table> <p>(注) 総合設立型基金である全国情報サービス産業厚生年金基金に対する掛金は、勤務費用に含めておりません。</p> <p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">イ. 割引率</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">1.5%</td> </tr> <tr> <td>ロ. 期待運用収益率</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>ハ. 退職給付見込額の期間配分方法</td> <td style="text-align: right;">期間定額基準</td> </tr> <tr> <td>ニ. 過去勤務債務の額の処理年数</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>ホ. 数理計算上の差異の処理年数</td> <td style="text-align: right;">発生した連結会計年度において費用処理しています。</td> </tr> </table>	イ. 勤務費用	268百万円	ロ. 利息費用	38百万円	ハ. 期待運用収益	-百万円	ニ. 数理計算上の差異の費用処理額	△25百万円	ホ. 過去勤務債務の費用処理額	-百万円	ヘ. 確定拠出年金制度への掛金要支払額	169百万円	ト. 確定拠出年金制度への移行に伴う損益	-百万円	チ. 退職給付費用	449百万円	(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ+ト)		イ. 割引率	1.5%	ロ. 期待運用収益率	-	ハ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	ニ. 過去勤務債務の額の処理年数	-	ホ. 数理計算上の差異の処理年数	発生した連結会計年度において費用処理しています。	<p>3. 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">イ. 勤務費用</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">271百万円</td> </tr> <tr> <td>ロ. 利息費用</td> <td style="text-align: right;">40百万円</td> </tr> <tr> <td>ハ. 期待運用収益</td> <td style="text-align: right;">-百万円</td> </tr> <tr> <td>ニ. 数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">△144百万円</td> </tr> <tr> <td>ホ. 過去勤務債務の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">-百万円</td> </tr> <tr> <td>ヘ. 確定拠出年金制度への掛金要支払額</td> <td style="text-align: right;">157百万円</td> </tr> <tr> <td>ト. 確定拠出年金制度への移行に伴う損益</td> <td style="text-align: right;">-百万円</td> </tr> <tr> <td>チ. 退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">325百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ+ト)</td> </tr> </table> <p>(注) 総合設立型基金である全国情報サービス産業厚生年金基金に対する掛金は、勤務費用に含めておりません。</p> <p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">イ. 割引率</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">2.0%</td> </tr> <tr> <td>ロ. 期待運用収益率</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>ハ. 退職給付見込額の期間配分方法</td> <td style="text-align: right;">期間定額基準</td> </tr> <tr> <td>ニ. 過去勤務債務の額の処理年数</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>ホ. 数理計算上の差異の処理年数</td> <td style="text-align: right;">発生した連結会計年度において費用処理しています。</td> </tr> </table> <p>(注) 割引率の見直しにより、退職給付債務は、209百万円減少しました。</p>	イ. 勤務費用	271百万円	ロ. 利息費用	40百万円	ハ. 期待運用収益	-百万円	ニ. 数理計算上の差異の費用処理額	△144百万円	ホ. 過去勤務債務の費用処理額	-百万円	ヘ. 確定拠出年金制度への掛金要支払額	157百万円	ト. 確定拠出年金制度への移行に伴う損益	-百万円	チ. 退職給付費用	325百万円	(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ+ト)		イ. 割引率	2.0%	ロ. 期待運用収益率	-	ハ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	ニ. 過去勤務債務の額の処理年数	-	ホ. 数理計算上の差異の処理年数	発生した連結会計年度において費用処理しています。
イ. 勤務費用	268百万円																																																								
ロ. 利息費用	38百万円																																																								
ハ. 期待運用収益	-百万円																																																								
ニ. 数理計算上の差異の費用処理額	△25百万円																																																								
ホ. 過去勤務債務の費用処理額	-百万円																																																								
ヘ. 確定拠出年金制度への掛金要支払額	169百万円																																																								
ト. 確定拠出年金制度への移行に伴う損益	-百万円																																																								
チ. 退職給付費用	449百万円																																																								
(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ+ト)																																																									
イ. 割引率	1.5%																																																								
ロ. 期待運用収益率	-																																																								
ハ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準																																																								
ニ. 過去勤務債務の額の処理年数	-																																																								
ホ. 数理計算上の差異の処理年数	発生した連結会計年度において費用処理しています。																																																								
イ. 勤務費用	271百万円																																																								
ロ. 利息費用	40百万円																																																								
ハ. 期待運用収益	-百万円																																																								
ニ. 数理計算上の差異の費用処理額	△144百万円																																																								
ホ. 過去勤務債務の費用処理額	-百万円																																																								
ヘ. 確定拠出年金制度への掛金要支払額	157百万円																																																								
ト. 確定拠出年金制度への移行に伴う損益	-百万円																																																								
チ. 退職給付費用	325百万円																																																								
(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ+ト)																																																									
イ. 割引率	2.0%																																																								
ロ. 期待運用収益率	-																																																								
ハ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準																																																								
ニ. 過去勤務債務の額の処理年数	-																																																								
ホ. 数理計算上の差異の処理年数	発生した連結会計年度において費用処理しています。																																																								

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成18年9月30日現在)	当連結会計年度 (平成19年9月30日現在)
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <p>ソフトウェア制作費等減価償却超過額 2,505百万円</p> <p>賞与引当金 967百万円</p> <p>退職給付引当金限度超過額 1,062百万円</p> <p>役員退職慰労引当金 329百万円</p> <p>未払事業税 130百万円</p> <p>投資有価証券評価損 240百万円</p> <p>賞与引当金に対応する法定福利費 114百万円</p> <p>減損損失 105百万円</p> <p>その他 154百万円</p> <hr/> <p>繰延税金資産合計 5,609百万円</p> <p>繰延税金負債</p> <p>プログラム等準備金 1,758百万円</p> <p>特別償却準備金 15百万円</p> <p>その他有価証券評価差額金 1,716百万円</p> <p>その他 0百万円</p> <hr/> <p>繰延税金負債合計 3,491百万円</p> <p>繰延税金資産の純額 2,117百万円</p>	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <p>ソフトウェア制作費等減価償却費 2,352百万円</p> <p>賞与引当金 1,036百万円</p> <p>退職給付引当金限度超過額 1,112百万円</p> <p>役員退職慰労引当金 351百万円</p> <p>未払事業税 147百万円</p> <p>投資有価証券評価損 246百万円</p> <p>賞与引当金に対応する法定福利費 122百万円</p> <p>減損損失 162百万円</p> <p>その他 255百万円</p> <hr/> <p>小計 5,788百万円</p> <p>評価性引当額 △176百万円</p> <p>繰延税金資産合計 5,612百万円</p> <p>繰延税金負債</p> <p>プログラム等準備金 1,292百万円</p> <p>特別償却準備金 5百万円</p> <p>その他有価証券評価差額金 1,210百万円</p> <hr/> <p>繰延税金負債合計 2,509百万円</p> <p>繰延税金資産の純額 3,102百万円</p>
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率 40.4%</p> <p>(調整)</p> <p>住民税均等割 1.2%</p> <p>交際費等の永久に損金に算入されない項目 2.5%</p> <p>情報通信機器等に係る法人税額の特別控除 △ 0.5%</p> <p>その他 △ 0.7%</p> <hr/> <p>税効果会計適用後の法人税等の負担率 42.9%</p>	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率 40.4%</p> <p>(調整)</p> <p>住民税均等割 1.1%</p> <p>交際費等の永久に損金に算入されない項目 1.6%</p> <p>評価性引当額の増減 2.8%</p> <p>その他 △ 0.5%</p> <hr/> <p>税効果会計適用後の法人税等の負担率 45.4%</p>

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)

	会計事務所 事業 (百万円)	地方公共団 体事業 (百万円)	印刷事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益						
売上高						
(1)外部顧客に対する売上高	38,518	12,032	3,328	53,879	—	53,879
(2)セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	1	—	1	(1)	—
計	38,518	12,033	3,328	53,880	(1)	53,879
営業費用	32,419	12,139	3,319	47,878	(1)	47,877
営業利益 (△は営業損失)	6,098	△106	9	6,001	(—)	6,001
II 資産、減価償却費及び資本 的支出						
資産	18,077	8,238	1,627	27,943	37,946	65,890
減価償却費	1,198	949	107	2,256	—	2,256
資本的支出	737	618	51	1,408	—	1,408

当連結会計年度 (自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日)

	会計事務所 事業 (百万円)	地方公共団 体事業 (百万円)	印刷事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益						
売上高						
(1)外部顧客に対する売上高	39,618	11,032	3,506	54,157	—	54,157
(2)セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	0	—	0	(0)	—
計	39,618	11,033	3,506	54,158	(0)	54,157
営業費用	33,776	10,848	3,157	47,782	(0)	47,781
営業利益	5,842	184	348	6,376	(—)	6,376
II 資産、減価償却費、減損損 失及び資本的支出						
資産	19,114	9,360	1,833	30,309	38,790	69,099
減価償却費	1,187	806	102	2,096	—	2,096
減損損失	—	—	—	—	142	142
資本的支出	857	220	201	1,279	—	1,279

(注) 1. 事業区分については、販売市場及びサービス・製品等の類似性を考慮して、セグメンテーションしております。

2. 各事業区分の主なサービス及び商品は、次のとおりです。

事業区分	主要なサービス及び商品
会計事務所事業	(1) 情報処理サービス ①TKC統合情報センターによるコンピュータ・サービス 大量出力（印刷）を伴うバッチ処理サービス、データ・ストレージ・サービス、ダウンロード・サービス ②TKCインターネット・サービスセンター（TISC）によるコンピュータ・サービス インターネット・サービス、イントラネット・サービス、ASP（アプリケーション・サービス・プロバイダー）サービス、データベース・サービス、データ・ストレージ・サービス、ダウンロード・サービス、データバックアップ・サービス、データセキュリティ・サービス (2) ソフトウェア及びコンサルティングサービス 情報サービスの利用に伴うシステム機器に搭載するソフトウェアの開発提供、専門スタッフによるシステム・コンサルティング・サービス等 (3) オフィス機器の販売 情報サービス利用に伴うシステム機器の販売 (4) サプライ用品の販売 コンピュータ会計用事務用品の販売等
地方公共団体事業	(1) 情報処理サービス ①TKC統合情報センターによるコンピュータ・サービス 大量出力（印刷）を伴うバッチ処理サービス、データバックアップ・サービス ②TKCインターネット・サービスセンター（TISC）によるコンピュータ・サービス インターネット・サービス、イントラネット・サービス、ASP（アプリケーション・サービス・プロバイダー）サービス、データベース・サービス、データバックアップ・サービス、データセキュリティ・サービス (2) ソフトウェア及びコンサルティングサービス 情報サービスの利用に伴うシステム機器に搭載するソフトウェアの開発提供、専門スタッフによるシステム・コンサルティング・サービス等 (3) オフィス機器の販売 情報サービス利用に伴うシステム機器の販売
印刷事業	コンピュータ用連続伝票、一般事務用伝票、データプリントサービス、パンフレット等

3. 前連結会計年度及び当連結会計年度において、「消去又は全社」の項目に表示した全社資産の金額は、それぞれ37,946百万円及び38,790百万円であり、その主なものは、連結財務諸表提出会社での現金及び預金、投資有価証券及び管理部門に係る資産等であります。

4. 減価償却費及び資本的支出には長期前払費用と同費用に係る償却費が含まれております。

5. 会計処理基準等の変更

(前連結会計年度)

役員賞与に関する会計基準

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、役員賞与は、従来、利益処分による利益剰余金の減少として処理しておりましたが、当連結会計年度から「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号 平成17年11月29日）に基づき、発生時に費用処理しております。これにより従来の方法によった場合に比較して、当連結会計年度の営業費用は、会計事務所事業が31百万円、地方公共団体事業が11百万円増加しており、営業利益はそれぞれ同額減少しております。

(当連結会計年度)

固定資産の減価償却方法の変更

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、当連結会計年度より、平成19年度の法人税法改正（「所得税法等の一部を改正する法律」平成19年3月30日 法律第6号）及び（「法人税法施行令の一部を改正する政令」平成19年3月30日 政令第83号）に伴い、平成19年4月1日以降に取得した固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。なお、この変更に伴う営業損益への影響は軽微であります。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度（自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日）及び当連結会計年度（自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前連結会計年度（自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日）及び当連結会計年度（自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日）

海外売上高は、いずれも連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

【関連当事者との取引】

前連結会計年度（自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日）

役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有） 割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼務等 (人)	事業上 の関係				
近親者	飯塚るな子 (代表取締役社長飯塚真玄の近親者)	—	—	—	(被所有) 直接 1.0	—	—	建物の賃借	98	—	—
	大藤則保 (専務取締役角一幸の近親者)	—	—	税理士事務所	(被所有) 直接 0.1	—	—	情報処理の 受託等	14	売掛金	1
	森木将雄 (取締役森木隆裕の近親者) 注3	—	—	税理士事務所	(被所有) 直接 0.0	—	—	情報処理の 受託等	11	売掛金	0

(注) 1. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

①賃借料は、不動産業者等に近隣の賃貸ビルの賃借料について調査を依頼し、その調査結果に基づき賃借する価格を決定しております。

②情報処理の受託等は、他の取引先と同様であります。

2. 取引金額には消費税等は含まれておりません。

3. 森木将雄氏との取引金額については、平成17年12月から期末までを表示しております。

当連結会計年度（自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日）

役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の兼務等 (人)	事業上の関係				
役員	飯塚真玄	-	-	当社代表取締役社長	(被所有)直接 3.8	-	-	ゴルフ会員権の譲渡	1	-	-
								ゴルフ会員権の譲渡益	0	-	-
	角一幸	-	-	当社取締役専務執行役員	(被所有)直接 0.1	-	-	ゴルフ会員権の譲渡	1	-	-
								ゴルフ会員権の譲渡益	0	-	-
近親者	飯塚るな子 (当社代表取締役社長飯塚真玄の近親者)	-	-	-	(被所有)直接 1.0	-	-	建物の賃借	98	-	-
	大藤則保 (当社取締役専務執行役員角一幸の近親者)(注2)	-	-	税理士事務所	(被所有)直接 0.1	-	情報処理の受託等	情報処理の受託等	5	-	-
	大藤正樹 (当社取締役専務執行役員角一幸の近親者)(注3)	-	-	税理士事務所	(被所有)直接 0.0	-	情報処理の受託等	情報処理の受託等	3	-	-
	森木将雄 (当社取締役森木隆裕の近親者)	-	-	税理士事務所	(被所有)直接 0.0	-	情報処理の受託等	情報処理の受託等	14	売掛金	0
								業務委託等	1	買掛金	0
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	税理士法人Tax Japan ちば (注4)	千葉県千葉市中央区	8	税理士法人	-	兼任1名	情報処理の受託等	情報処理の受託等	8	売掛金	0
	税理士法人大藤会計事務所 (注5)	宮城県仙台市宮城野区	9	税理士法人	-	-	情報処理の受託等	情報処理の受託等	5	売掛金	0

(注) 1. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

①ゴルフ会員権の譲渡価格については、市場価格を勘案して決定しております。

②賃借料は、不動産業者等に近隣の賃貸ビルの賃借料について調査を依頼し、その調査結果に基づき賃借する価格を決定しております。

③情報処理の受託等及び業務委託等は、他の取引先と同様であります。

2. 大藤則保氏との取引金額については、期首から平成18年12月までを表示しております。

3. 大藤正樹氏との取引金額については、平成19年1月から平成19年4月までを表示しております。

4. 当社取締役栗原一雄氏の共同設立法人であります。取引金額については、平成18年12月から期末までを表示しております。

5. 当社取締役専務執行役員角一幸氏の近親者の共同設立法人であります。取引金額については、平成19年5月から期末までを表示しております。

6. 取引金額には消費税等は含まれておりません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日)
1株当たり純資産額 1,636円34銭 1株当たり当期純利益金額 111円07銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり純資産額 1,686円67銭 1株当たり当期純利益金額 114円30銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日)
当期純利益 (百万円)	3,321	3,418
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	3,321	3,418
普通株式の期中平均株式数 (千株)	29,904	29,901

(重要な後発事象)

前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日)										
	<p>平成19年11月14日開催の当社取締役会において、会社法第165条第2項の規定に基づき、自己株式を買い受けることを決議しております。</p> <p>(1) 自己株式の取得を行う理由 資本効率の向上と株主利益の向上を図るため。</p> <p>(2) 取得の内容</p> <table border="0"> <tr> <td>①取得する株式の種類</td> <td>当社普通株式</td> </tr> <tr> <td>②取得する株式の総数</td> <td>2,000,000株 (上限)</td> </tr> <tr> <td>③株式の取得価額の総額</td> <td>4,500百万円 (上限)</td> </tr> <tr> <td>④取得方法</td> <td>市場取引</td> </tr> <tr> <td>⑤取得する期間</td> <td>平成19年11月15日から 平成20年10月10日まで</td> </tr> </table>	①取得する株式の種類	当社普通株式	②取得する株式の総数	2,000,000株 (上限)	③株式の取得価額の総額	4,500百万円 (上限)	④取得方法	市場取引	⑤取得する期間	平成19年11月15日から 平成20年10月10日まで
①取得する株式の種類	当社普通株式										
②取得する株式の総数	2,000,000株 (上限)										
③株式の取得価額の総額	4,500百万円 (上限)										
④取得方法	市場取引										
⑤取得する期間	平成19年11月15日から 平成20年10月10日まで										

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	48	48	1.88	—
1年以内に返済予定の長期借入金	110	57	2.08	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	87	30	2.38	平成20年10月6日 ～ 平成21年4月6日
その他の有利子負債 割賦購入未払金	113	316	2.05	平成19年10月5日 ～ 平成23年7月22日
計	359	451	—	—

(注) 1. 平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びその他の有利子負債（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年以内の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	30	—	—	—
その他の有利子負債	87	82	48	—

(2)【その他】

該当事項はありません。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

①【貸借対照表】

区分	注記 番号	第40期 (平成18年9月30日現在)		第41期 (平成19年9月30日現在)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
I 流動資産					
1. 現金及び預金		24,790		27,632	
2. 売掛金		6,888		8,107	
3. 商品		121		115	
4. 材料		32		30	
5. 仕掛品		103		109	
6. 貯蔵品		57		87	
7. 前渡金		85		153	
8. 前払費用		169		153	
9. 繰延税金資産		1,898		1,830	
10. 未収入金		72		87	
11. その他		35		40	
12. 貸倒引当金		△ 27		△ 24	
流動資産合計		34,227	56.0	38,324	60.0
II 固定資産					
1. 有形固定資産	※1				
(1) 建物		6,009		5,715	
(2) 構築物		157		145	
(3) 車両運搬具		4		3	
(4) 器具及び備品		1,155		1,050	
(5) 土地		6,043		5,971	
有形固定資産合計		13,370	21.9	12,886	20.2
2. 無形固定資産					
(1) のれん		28		19	
(2) ソフトウェア		1,473		896	
(3) ソフトウェア仮勘定		45		79	
(4) 電話加入権		137		75	
(5) その他		1		1	
無形固定資産合計		1,686	2.8	1,071	1.7
3. 投資その他の資産					
(1) 投資有価証券		8,417		7,125	
(2) 関係会社株式		403		429	
(3) 出資金		0		100	
(4) 従業員長期貸付金		2		0	
(5) 長期前払費用		81		75	
(6) 繰延税金資産		—		1,014	
(7) 長期性預金		1,600		1,600	
(8) 差入保証金		1,303		1,284	
(9) その他		14		12	
投資その他の資産合計		11,824	19.3	11,643	18.2
固定資産合計		26,880	44.0	25,601	40.0
資産合計		61,107	100.0	63,926	100.0

区分	注記 番号	第40期 (平成18年9月30日現在)		第41期 (平成19年9月30日現在)		
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
(負債の部)						
I 流動負債						
1. 買掛金	※2		3,737		4,482	
2. 未払金	※2		1,882		2,388	
3. 未払法人税等			1,598		1,749	
4. 未払事業所税			41		41	
5. 未払消費税等			276		187	
6. 前受金			230		243	
7. 預り金			286		318	
8. 賞与引当金			2,236		2,416	
9. 設備未払金			202		86	
流動負債合計			10,491	17.2	11,913	18.6
II 固定負債						
1. 繰延税金負債			23		—	
2. 退職給付引当金			2,427		2,403	
3. 役員退職慰労引当金			631		676	
4. その他	※2		10		10	
固定負債合計			3,094	5.1	3,091	4.8
負債合計			13,585	22.2	15,004	23.5
(純資産の部)						
I 株主資本						
1. 資本金			5,700	9.3	5,700	8.9
2. 資本剰余金						
(1) 資本準備金		5,409			5,409	
(2) その他資本剰余金		—			0	
資本剰余金合計			5,409	8.9	5,409	8.5
3. 利益剰余金						
(1) 利益準備金		688			688	
(2) その他利益剰余金						
特別償却準備金		22			8	
プログラム等準備金		2,594			1,907	
別途積立金		26,677			29,477	
繰越利益剰余金		3,942			3,958	
利益剰余金合計			33,925	55.5	36,040	56.4
4. 自己株式			△21	△0.0	△26	△0.0
株主資本合計			45,013	73.7	47,122	73.7
II 評価・換算差額等						
その他有価証券評価差額金			2,509	4.1	1,799	2.8
評価・換算差額等合計			2,509	4.1	1,799	2.8
純資産合計			47,522	77.8	48,921	76.5
負債純資産合計			61,107	100.0	63,926	100.0

②【損益計算書】

区分	注記 番号	第40期 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)			第41期 (自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日)		
		金額 (百万円)		百分比 (%)	金額 (百万円)		百分比 (%)
I 営業収入							
1. 情報処理・ソフトウェア及びコンサルティングサービス収入		34,796			34,874		
2. オフィス機器及びサブライ売上高		11,754			11,821		
3. 事務代行及び仲介サービス収入	※1	3,714	50,265	100.0	3,727	50,423	100.0
II 営業原価							
1. 情報処理・ソフトウェア及びコンサルティングサービス原価		11,509			10,763		
2. オフィス機器及びサブライ売上原価		9,088	20,598	41.0	9,047	19,811	39.3
営業総利益			29,666	59.0		30,611	60.7
III 販売費及び一般管理費	※2,3		23,779	47.3		24,541	48.7
営業利益			5,887	11.7		6,070	12.0
IV 営業外収益	※4						
1. 受取利息		8			50		
2. 有価証券利息		7			3		
3. 受取配当金		74			70		
4. 地代家賃収入		36			38		
5. その他		18	145	0.3	24	186	0.4
V 営業外費用							
1. 賃借ビル解約補修費		0			7		
2. 為替差損		1	1	0.0	0	7	0.0
経常利益			6,032	12.0		6,250	12.4
VI 特別利益							
1. 投資有価証券売却益		—			62		
2. ゴルフ会員権売却益		—			1		
3. 貸倒引当金戻入益		—	—	—	1	64	0.1
VII 特別損失							
1. 固定資産除却損	※5	32			17		
2. 減損損失	※6	—			142		
3. 投資有価証券評価損	※7	216			68		
4. 関係会社株式評価損	※8	—	249	0.5	23	252	0.5
税引前当期純利益			5,783	11.5		6,061	12.0
法人税、住民税及び事業税		3,021			3,222		
法人税等調整額		△543	2,477	4.9	△471	2,750	5.5
当期純利益			3,305	6.6		3,311	6.6

営業原価の明細書

(イ) 情報処理・ソフトウェア及びコンサルティングサービス原価明細書

区分	注記 番号	第40期 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)		第41期 (自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日)		
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
I 材料費	※1		1,991	17.9	2,096	20.4
II 労務費			2,201	19.7	2,156	21.0
III 経費						
1. 電算機賃借料		643		648		
2. 保守業務委託費		1,509		1,492		
3. 減価償却費		483		447		
4. 保守修繕費		380		364		
5. 消耗品費		1,017		994		
6. その他		2,928	62.4	2,081	58.6	
当期総費用			11,156	100.0	10,279	100.0
期首仕掛品たな卸高	※2		165		103	
他勘定からの受入高			1,051		937	
合計			12,373		11,320	
期末仕掛品たな卸高	※3		103		109	
他勘定への振替高			760		446	
当期情報処理・ソフトウェア及びコンサルティングサービス原価			11,509		10,763	

(注) 1. 労務費には、次の引当金繰入額等が含まれております。なお、()内は前期の金額であります。

賞与引当金繰入額449百万円 (361百万円)

退職給付費用 37百万円 (48百万円)

2. 他勘定からの受入高は、ソフトウェアの償却額を振り替えたものであります。

3. 他勘定への振替高は、ソフトウェアの制作に係る費用をソフトウェア及びソフトウェア仮勘定に振り替えたものであります。

4. 原価計算の方法は、プロジェクト別の個別原価計算であります。

(ロ) オフィス機器及びサブライ売上原価明細書

区分	注記 番号	第40期 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)		第41期 (自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 期首たな卸高		220	2.4	121	1.3
II 当期仕入高		8,990	97.6	9,042	98.7
合計		9,210	100.0	9,163	100.0
III 期末たな卸高		121		115	
当期オフィス機器及びサブライ売上原価		9,088		9,047	

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日）

	株主資本									評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金					自己 株式	株主資 本合計		
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金							
				特別償 却準備 金	プログ ラム等 準備金	別途 積立金	繰越利 益剰余 金				
平成17年9月30日残高 (百万円)	5,700	5,409	688	80	3,756	24,087	3,241	△15	42,947	1,742	44,690
事業年度中の変動額											
特別償却準備金の取崩 (注)				△28			28		—		—
特別償却準備金の取崩				△28			28		—		—
プログラム等準備金の取崩 (注)					△558		558		—		—
プログラム等準備金の取崩					△603		603		—		—
別途積立金の積立 (注)						2,590	△2,590		—		—
剰余金の配当 (注)							△598		△598		△598
剰余金の配当							△598		△598		△598
役員賞与 (注)							△38		△38		△38
当期純利益							3,305		3,305		3,305
自己株式の取得								△6	△6		△6
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額 (純額)										766	766
事業年度中の変動額合 計 (百万円)	—	—	—	△57	△1,162	2,590	701	△6	2,065	766	2,831
平成18年9月30日残高 (百万円)	5,700	5,409	688	22	2,594	26,677	3,942	△21	45,013	2,509	47,522

(注) 平成17年12月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当事業年度（自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日）

	株主資本										評価・換算差額等	純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金			
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金								
					特別償却準備金	プログラム等準備金	別途積立金						繰越利益剰余金
平成18年9月30日残高 (百万円)	5,700	5,409	—	688	22	2,594	26,677	3,942	△21	45,013	2,509	47,522	
事業年度中の変動額													
特別償却準備金の取崩					△14			14		—		—	
プログラム等準備金の取崩						△686		686		—		—	
別途積立金の積立							2,800	△2,800		—		—	
剰余金の配当								△1,196		△1,196		△1,196	
当期純利益								3,311		3,311		3,311	
自己株式の処分			0						0	0		0	
自己株式の取得									△6	△6		△6	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）											△709	△709	
事業年度中の変動額合計 (百万円)	—	—	0	—	△14	△686	2,800	15	△5	2,109	△709	1,399	
平成19年9月30日残高 (百万円)	5,700	5,409	0	688	8	1,907	29,477	3,958	△26	47,122	1,799	48,921	

重要な会計方針

項目	第40期 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)	第41期 (自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 ① 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時 価法（評価差額は全部純資産直入 法により処理し、売却原価は移動 平均法により算定） ② 時価のないもの 移動平均法による原価法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 同左 (2) その他有価証券 ① 時価のあるもの 同左 ② 時価のないもの 同左
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法	(1) 商品 先入先出法による原価法 (2) 材料 先入先出法による原価法 (3) 仕掛品 進捗度を加味した売価還元法又は 個別法による原価法 (4) 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法	(1) 商品 同左 (2) 材料 同左 (3) 仕掛品 同左 (4) 貯蔵品 同左
3. 固定資産の減価償却の方 法	(1) 有形固定資産 定率法 ただし、平成10年4月1日以降に 取得した建物（建物附属設備を除 く）については、定額法を採用して おります。 主な耐用年数は次のとおりです。 建物 15年～50年 器具及び備品 2年～20年 (2) 無形固定資産 ① ソフトウェア 1) 市場販売目的のソフトウェア 将来の見込販売数量による償 却額と残存有効期間（3年以 内）による均等配分額とを比較 し、いずれか大きい額をもって 償却しております。 2) 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間を 5年とする定額法を採用して おります。 ② その他 定額法を採用しております。	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 ① ソフトウェア 1) 市場販売目的のソフトウェア 同左 2) 自社利用のソフトウェア 同左 ② その他 同左

項目	第40期 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)	第41期 (自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日)
4. 引当金の計上基準	<p>(1)貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2)賞与引当金 従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。</p> <p>(3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 数理計算上の差異は、その発生年度の費用として処理しております。</p> <p>(4)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当期末要支給額を計上しております。</p>	<p>(1)貸倒引当金 同左</p> <p>(2)賞与引当金 同左</p> <p>(3)退職給付引当金 同左</p> <p>(4)役員退職慰労引当金 同左</p>
5. リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>同左</p>
6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1)消費税及び地方消費税の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。</p> <p>(2) —————</p>	<p>(1)消費税及び地方消費税の会計処理 同左</p> <p>(2)連結納税制度の適用 当期より連結納税制度を適用しております。</p>

会計処理方法の変更

第40期 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)	第41期 (自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日)
<p>(役員賞与に関する会計基準)</p> <p>役員賞与は、従来、利益処分による利益剰余金の減少として処理しておりましたが、当期から「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)に基づき、発生時に費用処理しております。これにより、従来の方法によった場合と比較して、営業利益、経常利益および税引前当期純利益はそれぞれ42百万円減少しております。</p> <p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>なお、従来からの基準に従った資本の部の合計に相当する金額は、当期末現在において新株予約権が無いことから、純資産と同額の47,522百万円となります。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p> <p>(固定資産の減価償却方法の変更)</p> <p>当期より、平成19年度の法人税法改正(「所得税法等の一部を改正する法律」平成19年3月30日 法律第6号)及び(「法人税法施行令の一部を改正する政令」平成19年3月30日 政令第83号)に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。なお、この変更に伴う損益への影響については軽微であります。</p>

表示方法の変更

第40期 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)	第41期 (自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日)
<p>(貸借対照表)</p> <p>前期において、「営業権」として掲記されていたものは、当期より「のれん」として表示しております。</p>	<p>—————</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

第40期 (平成18年9月30日現在)		第41期 (平成19年9月30日現在)	
※1. 有形固定資産の減価償却累計額	10,842百万円	※1. 有形固定資産の減価償却累計額	11,536百万円
※2. 関係会社に対する債務		※2. 関係会社に対する債務	
買掛金	569百万円	買掛金	575百万円
未払金	189百万円	未払金	308百万円
その他	6百万円	その他	6百万円

(損益計算書関係)

第40期 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)		第41期 (自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日)	
※1. 事務代行及び仲介サービス収入に対応する費用は、販売費及び一般管理費のみ発生し、営業原価はありません。		※1. 同左	
※2. 販売費及び一般管理費のうち、販売費はおおよそ58.0%、一般管理費はおおよそ42.0%であります。また、主要な費目及び金額は、次のとおりであります。		※2. 販売費及び一般管理費のうち、販売費はおおよそ57.4%、一般管理費はおおよそ42.6%であります。また、主要な費目及び金額は、次のとおりであります。	
発送配達費	734百万円	発送配達費	733百万円
販売促進費	1,371百万円	販売促進費	1,617百万円
広告宣伝費	1,036百万円	広告宣伝費	1,099百万円
給与	6,714百万円	給与	6,849百万円
賞与	1,697百万円	賞与	1,565百万円
賞与引当金繰入額	1,846百万円	賞与引当金繰入額	1,912百万円
退職給付費用	353百万円	退職給付費用	255百万円
福利厚生費	1,435百万円	福利厚生費	1,453百万円
旅費交通費	1,146百万円	旅費交通費	1,068百万円
減価償却費	506百万円	減価償却費	494百万円
賃借料	2,044百万円	賃借料	2,001百万円
研究開発費	399百万円	研究開発費	605百万円
※3. 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、399百万円であります。		※3. 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、605百万円であります。	
※4. 営業外収益のうち、関係会社との取引高は26百万円であります。		※4. —————	
※5. 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。		※5. 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。	
建物	7百万円	建物	11百万円
器具及び備品	22百万円	器具及び備品	4百万円
その他	2百万円	その他	1百万円
計	32百万円	計	17百万円

<p style="text-align: center;">第40期 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p style="text-align: center;">第41期 (自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日)</p>												
<p>※6. _____</p> <p>※7. 投資有価証券評価損は、その他有価証券で時価のない株式の一部銘柄について、減損処理を適用したことによるものであります。</p> <p>※8. _____</p>	<p>※6. 減損損失</p> <p>当期において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。</p> <table border="1" data-bbox="847 406 1393 653"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>金額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮城県大崎市</td> <td>遊休 資産</td> <td>土地</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>東京都新宿区 他</td> <td>遊休 資産</td> <td>電話 加入権</td> <td>62</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社は、原則として、事業用資産については、管理会計単位を基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。</p> <p>当期において、事業の用に供していない遊休資産につき、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（142百万円）として特別損失に計上しております。</p> <p>なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、土地については固定資産税評価額等に基づき、電話加入権については処分見込価額に基づき評価しております。</p> <p>※7. 同左</p> <p>※8. 関係会社株式評価損は、関連会社株式の一部銘柄について、減損処理を適用したことによるものであります。</p>	場所	用途	種類	金額 (百万円)	宮城県大崎市	遊休 資産	土地	80	東京都新宿区 他	遊休 資産	電話 加入権	62
場所	用途	種類	金額 (百万円)										
宮城県大崎市	遊休 資産	土地	80										
東京都新宿区 他	遊休 資産	電話 加入権	62										

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前期株式数 (千株)	当期増加株式数 (千株)	当期減少株式数 (千株)	当期株式数 (千株)
自己株式				
普通株式(注)	9	2	—	12
合計	9	2	—	12

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加2千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

当事業年度(自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前期株式数 (千株)	当期増加株式数 (千株)	当期減少株式数 (千株)	当期株式数 (千株)
自己株式				
普通株式(注)	12	2	0	14
合計	12	2	0	14

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加2千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

普通株式の自己株式の株式数の減少0千株は、単元未満株式の買増請求によるものであります。

(リース取引関係)

第40期 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)	第41期 (自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日)																																																																																
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車両運搬具</td> <td>133</td> <td>58</td> <td>74</td> </tr> <tr> <td>器具及び備品</td> <td>1,750</td> <td>1,248</td> <td>501</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,883</td> <td>1,307</td> <td>575</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>855百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>868百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,724百万円</td> </tr> </table> <p>(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>449百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>412百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>30百万円</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>(貸主側)</p> <p>未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>487百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>629百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,116百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 上記はすべて転貸リース取引に係る貸主側の未経過リース料期末残高相当額であります。 なお、当該転貸リース取引は同一の条件で第三者にリースしており、同額の残高が上記の借主側の未経過リース料期末残高相当額に含まれております。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>41百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>66百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>107百万円</td> </tr> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	車両運搬具	133	58	74	器具及び備品	1,750	1,248	501	合計	1,883	1,307	575	1年内	855百万円	1年超	868百万円	合計	1,724百万円	支払リース料	449百万円	減価償却費相当額	412百万円	支払利息相当額	30百万円	1年内	487百万円	1年超	629百万円	合計	1,116百万円	1年内	41百万円	1年超	66百万円	合計	107百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車両運搬具</td> <td>118</td> <td>73</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>器具及び備品</td> <td>1,135</td> <td>934</td> <td>201</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,254</td> <td>1,007</td> <td>247</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>519百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>497百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,017百万円</td> </tr> </table> <p>(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>388百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>355百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>16百万円</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>(5) 利息相当額の算定方法 同左</p> <p>(貸主側)</p> <p>未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>307百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>447百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>754百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 同左</p> <p>2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>46百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>70百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>116百万円</td> </tr> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	車両運搬具	118	73	45	器具及び備品	1,135	934	201	合計	1,254	1,007	247	1年内	519百万円	1年超	497百万円	合計	1,017百万円	支払リース料	388百万円	減価償却費相当額	355百万円	支払利息相当額	16百万円	1年内	307百万円	1年超	447百万円	合計	754百万円	1年内	46百万円	1年超	70百万円	合計	116百万円
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																																														
車両運搬具	133	58	74																																																																														
器具及び備品	1,750	1,248	501																																																																														
合計	1,883	1,307	575																																																																														
1年内	855百万円																																																																																
1年超	868百万円																																																																																
合計	1,724百万円																																																																																
支払リース料	449百万円																																																																																
減価償却費相当額	412百万円																																																																																
支払利息相当額	30百万円																																																																																
1年内	487百万円																																																																																
1年超	629百万円																																																																																
合計	1,116百万円																																																																																
1年内	41百万円																																																																																
1年超	66百万円																																																																																
合計	107百万円																																																																																
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																																														
車両運搬具	118	73	45																																																																														
器具及び備品	1,135	934	201																																																																														
合計	1,254	1,007	247																																																																														
1年内	519百万円																																																																																
1年超	497百万円																																																																																
合計	1,017百万円																																																																																
支払リース料	388百万円																																																																																
減価償却費相当額	355百万円																																																																																
支払利息相当額	16百万円																																																																																
1年内	307百万円																																																																																
1年超	447百万円																																																																																
合計	754百万円																																																																																
1年内	46百万円																																																																																
1年超	70百万円																																																																																
合計	116百万円																																																																																

(有価証券関係)

前事業年度(自平成17年10月1日至平成18年9月30日)及び当事業年度(自平成18年10月1日至平成19年9月30日)における子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(税効果会計関係)

第40期 (平成18年9月30日現在)	第41期 (平成19年9月30日現在)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
ソフトウェア制作費等減価償却 超過額	ソフトウェア制作費等減価償却費
賞与引当金	賞与引当金
退職給付引当金	退職給付引当金
未払事業税	未払事業税
投資有価証券評価損	投資有価証券評価損
役員退職慰労引当金	役員退職慰労引当金
賞与引当金に対応する法定福利費	賞与引当金に対応する法定福利費
減損損失	減損損失
その他	その他
繰延税金資産合計	繰延税金資産合計
繰延税金負債	繰延税金負債
プログラム等準備金	プログラム等準備金
特別償却準備金	特別償却準備金
その他有価証券評価差額金	その他有価証券評価差額金
繰延税金負債合計	繰延税金負債合計
繰延税金資産の純額	繰延税金資産の純額
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率 (調整)	法定実効税率 (調整)
住民税均等割	住民税均等割
交際費等の永久に損金に算入されない項目	交際費等の永久に損金に算入されない項目
情報通信機器等に係る法人税額の特別控除	評価性引当額の増減
その他	その他
税効果会計適用後の法人税等の負担率	税効果会計適用後の法人税等の負担率

(1株当たり情報)

第40期 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)	第41期 (自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日)
1株当たり純資産額 1,589円12銭	1株当たり純資産額 1,636円07銭
1株当たり当期純利益金額 110円52銭	1株当たり当期純利益金額 110円72銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第40期 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)	第41期 (自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日)
当期純利益 (百万円)	3,305	3,311
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	3,305	3,311
普通株式の期中平均株式数 (千株)	29,905	29,903

(重要な後発事象)

第40期 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)	第41期 (自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日)										
	<p>平成19年11月14日開催の当社取締役会において、会社法第165条第2項の規定に基づき、自己株式を買い受けることを決議しております。</p> <p>(1) 自己株式の取得を行う理由 資本効率の向上と株主利益の向上を図るため。</p> <p>(2) 取得の内容</p> <table border="0"> <tr> <td>①取得する株式の種類</td> <td>当社普通株式</td> </tr> <tr> <td>②取得する株式の総数</td> <td>2,000,000株 (上限)</td> </tr> <tr> <td>③株式の取得価額の総額</td> <td>4,500百万円 (上限)</td> </tr> <tr> <td>④取得方法</td> <td>市場取引</td> </tr> <tr> <td>⑤取得する期間</td> <td>平成19年11月15日から 平成20年10月10日まで</td> </tr> </table>	①取得する株式の種類	当社普通株式	②取得する株式の総数	2,000,000株 (上限)	③株式の取得価額の総額	4,500百万円 (上限)	④取得方法	市場取引	⑤取得する期間	平成19年11月15日から 平成20年10月10日まで
①取得する株式の種類	当社普通株式										
②取得する株式の総数	2,000,000株 (上限)										
③株式の取得価額の総額	4,500百万円 (上限)										
④取得方法	市場取引										
⑤取得する期間	平成19年11月15日から 平成20年10月10日まで										

④【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄			株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)
投資有価証券	その他有価証券	(株)T & Dホールディングス	690,000	4,878
		TKC金融保証(株)	1,400,000	700
		(株)三菱UFJフィナンシャルグループ	202,180	204
		(株)KHC	5,000	165
		(株)常陽銀行	235,321	150
		日本システム収納(株)	4,000	86
		(株)日本製紙グループ本社	170	60
		東京コムウェル(株)	10,000	35
		(株)ヤマゼン	50,000	26
		東洋証券(株)	51,000	20
		その他15銘柄	54,811	82
計			2,702,482	6,409

【債券】

銘柄			券面総額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)
投資有価証券	その他有価証券	転換社債 (1銘柄)	30	30
計			30	30

【その他】

種類及び銘柄			投資口数等 (千口)	貸借対照表計上額 (百万円)
投資有価証券	その他有価証券	(投資信託受益証券) 証券投資信託受益証券 (10銘柄)	455,189	685
計			455,189	685

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	13,601	94	70	13,626	7,910	376	5,715
構築物	469	3	—	473	328	15	145
車両運搬具	40	0	—	41	37	1	3
器具及び備品	4,057	339	86	4,310	3,260	440	1,050
土地	6,043	9	80 (80)	5,971	—	—	5,971
有形固定資産計	24,213	447	237	24,423	11,536	833	12,886
無形固定資産							
のれん	48	—	—	48	28	9	19
ソフトウェア	3,003	444	1,099	2,349	1,452	1,021	896
ソフトウェア仮勘定	45	446	412	79	—	—	79
電話加入権	137	—	62 (62)	75	—	—	75
その他	3	—	—	3	2	0	1
無形固定資産計	3,237	891	1,573	2,555	1,483	1,031	1,071
長期前払費用	114	27	18	123	62	24	61
繰延資産							
———	—	—	—	—	—	—	—
繰延資産計	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

2. 当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

ソフトウェア 市場販売目的のソフトウェア制作費 956百万円

3. 「長期前払費用」は、法人税法に定める繰延資産(権利金等)のみを表示しており、その償却方法は定額法を採用しております。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	27	24	2	25	24
賞与引当金	2,236	2,416	2,236	—	2,416
役員退職慰労引当金	631	44	—	—	676

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、洗替えによる戻入額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ 現金及び預金

内容	金額 (百万円)
現金	1
預金	
当座預金	5,608
普通預金	1,832
定期預金	20,174
別段預金	16
小計	27,631
合計	27,632

ロ 売掛金

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額 (百万円)
東芝ファイナンス㈱	726
栃木県国民健康保険団体連合会	186
リコーリース㈱	98
財団法人 鳥取県情報センター	96
財団法人 民事法務協会	90
その他	6,909
合計	8,107

(ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

期間	前期繰越高 (百万円) (A)	当期発生高 (百万円) (B)	当期回収高 (百万円) (C)	次期繰越高 (百万円) (D)	回収率 (%) $\frac{C}{A+B}$	滞留期間 (月) $\frac{D}{B \div 12}$
自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日	6,888	52,942	51,723	8,107	86.4	1.84

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ 商品

品目	金額 (百万円)
オフィス機器	30
サブライ	85
合計	115

ニ 材料

品目	金額 (百万円)
会計帳表	12
自治体帳表	17
合計	30

ホ 仕掛品

品目	金額 (百万円)
受注ソフトウェア	92
データ作成費	17
その他	0
合計	109

ヘ 貯蔵品

品目	金額 (百万円)
システムマニュアル	35
その他 (ラベル及び販売促進用品等)	52
合計	87

② 流動負債

イ 買掛金

相手先	金額 (百万円)
富士通株	1,503
東芝ソリューション株	1,013
東京ラインプリンタ印刷株	207
株TKC出版	165
株アイタックシステムズ	164
その他	1,428
合計	4,482

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	10月1日から9月30日まで
定時株主総会	12月中
基準日	9月30日
株券の種類	100株券、1,000株券、10,000株券、100,000株券
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社 本店
株主名簿管理人	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社
取次所	中央三井信託銀行株式会社 全国各支店 日本証券代行株式会社 本店・全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	1枚につき300円
単元未満株式の買取り・売渡し	
取扱場所	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社 本店
株主名簿管理人	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社
取次所	中央三井信託銀行株式会社 全国各支店 日本証券代行株式会社 本店・全国各支店
買取・売渡手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故等により電子公告ができない場合、その他のやむを得ない事由が生じた場合には、日本経済新聞に掲載いたします。 公告掲載URL http://www.tkc.co.jp/
株主に対する特典	なし

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- 1 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第40期）（自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日）平成18年12月25日関東財務局長に提出。
- 2 半期報告書
（第41期中）（自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日） 平成19年6月20日関東財務局長に提出。
- 3 自己株券買付状況報告書
報告期間（自平成19年11月1日 至平成19年11月30日） 平成19年12月12日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

株式会社TKC
取締役会 御中

みすず監査法人

指定社員 公認会計士 原 一 浩
業務執行社員

指定社員 公認会計士 善 方 正 義
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社TKCの平成17年10月1日から平成18年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社TKC及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載のとおり、会社は、当連結会計年度から「役員賞与に関する会計基準」及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」を適用して連結財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年12月21日

株式会社TKC

取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 公認会計士 原 一 浩
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 善 方 正 義
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社TKCの平成18年10月1日から平成19年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社TKC及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成19年11月14日開催の取締役会において、自己株式を買い受けることを決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

株式会社TKC
取締役会御中

みすず監査法人

指定社員 公認会計士 原 一 浩
業務執行社員

指定社員 公認会計士 善 方 正 義
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社TKCの平成17年10月1日から平成18年9月30日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社TKCの平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

会計処理方法の変更に記載のとおり、会社は、当期から「役員賞与に関する会計基準」及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」を適用して財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年12月21日

株式会社TKC

取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 原 一 浩
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 善 方 正 義
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社TKCの平成18年10月1日から平成19年9月30日までの第41期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社TKCの平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成19年11月14日開催の取締役会において、自己株式を買い受けることを決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。